



119情報

区連会 3月定例会
令和7年3月21日
都 筑 消 防 署

都筑消防署

区内の火災状況

区分 / 年別		令和7年		令和6年		累計前年比 増△減
		2月	累計	2月	累計	
火災件数 (件)		5	8	0	1	7
火災種別	建物火災 (件)	1	2	0	1	1
	車両火災 (件)	0	2	0	0	2
	その他の火災 (件)	4	4	0	0	4
焼損面積 (㎡)		0	0	0	0	0
死者 (人)		0	0	0	0	0

【2月中5件】 2月3日 北山田一丁目 その他火災
 2月18日 大榎町 その他火災
 2月24日 川向町 その他火災
 2月24日 大榎町 その他火災
 2月27日 勝田町 建物火災

区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119



区分 / 年別		令和7年		令和6年		累計前年比 増△減
		2月	累計	2月	累計	
救急件数 (件)		803	1,798	849	1,840	△ 42
救急種別	急病 (件)	576	1,307	619	1,341	△ 34
	交通事故 (件)	27	61	50	92	△ 31
	一般負傷 (件)	142	312	145	312	0
	その他 (件)	58	118	35	95	23

※ 数値は速報値のため、変更になる場合があります。

緊急消防援助隊(陸上部隊)の派遣について

岩手県大船渡市における林野火災に対し、消防庁長官から神奈川県に緊急消防援助隊出動の要請がありましたので、横浜市消防局から陸上部隊を派遣しました。

【都筑区】

一次派遣

- 派遣部隊(北山田消防隊) 都筑消防署5名
- 消火小隊
- 派遣日時
令和7年3月3日(月)から3月8日(土)まで

二次派遣

- 派遣職員(仲町台消防出張所) 都筑消防署1名
- 第1ブロック中隊長
- 派遣日時
令和7年3月6日(木)から3月11日(火)まで

三次派遣職員

- 派遣部隊(佐江戸消防隊) 都筑消防署5名
- 消火小隊
- 派遣日時
令和7年3月9日(日)から3月13日(木)まで

【横浜市】

1 派遣部隊等

横浜市一次派遣隊(26隊 111人)

※神奈川県大隊(横浜派遣隊含む 92隊 346人見込み)

- (1) 指揮支援隊・統合機動部隊(横浜市消防局)

※先行して出動する部隊

出動日時 令和7年3月3日(月) 10時30分

- (2) 神奈川県大隊(横浜市消防局)

出動日時 令和7年3月3日(月) 13時00分

2 任務

林野火災に対する消火活動等を実施予定

3 派遣根拠

消防組織法第44条第1項の規定に基づく消防庁長官による出動の求め

4 その他

3月2日(日)に出動した航空消防隊については、引き続き活動中

溺れる

「溺れる」は高齢者で多く発生しています。

1. 世代に分けた主な事故

【高齢者】

- ・長風呂を不審に思った家族が浴槽を確認すると浴槽に顔が浸かった状態だった



【大人】

- ・プールで遊泳中に溺れた
- ・川や海で溺れた



【子ども・乳幼児】

- ・プールで溺れた
- ・ベビーバスを使用して背中を洗っている時に顔がお湯に浸かっていた
- ・母親が自身の体を洗って目を離した際に浴槽内で溺れた



2. 事故予防対策

- ・寒い時期の熱いお風呂…持病のある人は、かかりつけ医師に相談し、入浴時の注意事項を確認しましょう。
- ・お子さんから目を離さない…乳幼児をお風呂に入れる時は、わずかな時間でも目を離さないようにしましょう。また、お風呂に水を張っている時は近づかせないようにしましょう。

※溺れる事故の中で最も多いのは浴槽内で溺れるものです。入浴中は、ひとりであることが多いため、発見が遅れ、重症化しやすくなっています。



都筑消防署からのお知らせ

救急車は緊急時に使ってください！



救急隊員の生の声
24時間頑張っています！



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

消防隊員等の防火装備を一新！ ～市民の安全・安心を守り抜くために～

火災現場などで消防隊員等が着用する防火装備を一新します。

今回、炎や熱に対してより高い防護性能を有する装備を導入するとともに、蒸れにくく動きやすい仕様・デザインを採用し、安全性と機能性の両立を図りました。

また、これまで銀一色だったものを、消防隊用、救助隊用、特殊災害対応隊用の3色に色分けすることで、各隊員を視覚的にサポートし、円滑な消防活動の展開につなげます。



《防火服》

- ※左から
- ・救助隊
 - ・消防隊
 - ・特殊災害対応隊



《防火帽》



1 運用開始日時

令和7年4月1日（火）8時30分

2 その他

令和7年3月8日（土）に横浜市民防災センターで開催する「はたらく車大集合!!～防セン春のくるまつり2025」で一般公開します。（<https://bo-sai.city.yokohama.lg.jp/news/archives/114>）

お問合せ先

消防局人事課長 吉岡 信也 Tel 045-334-6404



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



令和7年度日本赤十字社会費募集について【協力依頼】

日頃より、日本赤十字社の活動に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和7年度の日本赤十字社の会費募集について、次のとおり御依頼いたします。

1 事業の趣旨

日本赤十字社は、国際救援活動、災害救護活動、医療事業、社会福祉事業、救急法等の講習など幅広い活動を展開しています。

これらの活動は、個人や法人の皆様から御協力いただいている会費等によって賄われています。

このため、一人でも多くの方々に赤十字の思想、活動を理解していただくとともに、赤十字社の使命を十分に果たすため、会費募集への御協力をお願いしております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

【御依頼事項】

(1) 令和7年度日本赤十字社会費募集について

ア 日本赤十字社神奈川県支部からの令和7年度募集依頼額（横浜市内）
208,593,000円（前年度同額）

イ 一世帯あたりの金額（参考額）
200円程度

(2) 募集活動に伴うチラシ等の配布について

3 実施期間

令和7年5月(赤十字運動月間)を中心とする通年

4 添付資料

(1) 令和7年度日本赤十字社神奈川県支部事業パンフレット（A5版）

(2) 令和7年度日本赤十字社神奈川県支部社資募集チラシ（A4版）



令和6年能登半島地震災害における
神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)
©渋谷敦志

苦しんでいる人を救いたい

あなたのご寄付は、災害救護活動をはじめ防災・減災の普及啓発やボランティアの育成など、カタチを変えて苦しんでいる人の支えとなります。

例えば・・・皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円で
毛布1枚



災害時、避難所
などでの生活に。

4,000円で
援護物資



県内各市町村に配備
し、火災・風水害など
の被害にあった方に
お届けします。

5,000円で
緊急セット



避難所生活時に
必要となる物が
収納されています。

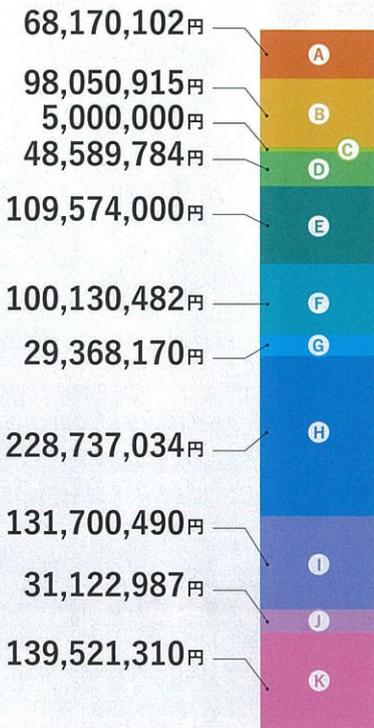
赤十字活動資金にご協力をお願いします。
町内会・自治会のご協力により募集を行っているほか、地域の赤十字窓口でもご協力いただけます。

赤十字活動資金の使い道

令和5年度 決算報告

決算合計 **989,965,274円**

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

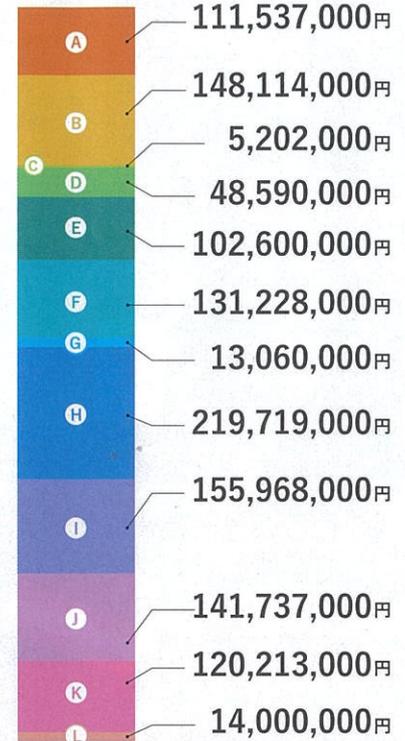


- Ⓐ 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- Ⓑ 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- Ⓒ 国際開発協力事業
- Ⓓ 災害救護に必要な医療機器の整備
- Ⓔ 各市区町村における赤十字活動
- Ⓕ 会費募集、広報など
- Ⓖ 看護師確保のための奨学金など
- Ⓗ 災害発生時や施設、設備の改修整備のための積立金など
- Ⓘ 管理経費
- Ⓙ 支部社屋の修繕計画に基づく大規模修繕や維持管理経費など
- Ⓚ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- Ⓛ 予備費

令和7年度 事業予算

予算合計 **1,211,968,000円**

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。
※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。
※令和5年度(決算)が決算書の数値と異なるのは、個人住民税控除対象救護金送金分を含めていないため。

活動資金

日本赤十字社が
実施する人道的活動へ



寄付者の皆さま

日本赤十字社



救護活動等

国内外で
苦しんでいる方々へ

義援金

義援金配分委員会を通じて
被災地の方々の生活支援へ



寄付者の皆さま

日本赤十字社

被災した都道府県の
義援金配分委員会

市区町村の自治体等

被災地で
苦しんでいる方々へ

海外救援金

被災した国の
赤十字社・赤新月社が実施する
緊急救援活動等へ



寄付者の皆さま

日本赤十字社

被災国の赤十字社が行う支援

医療や衣食住支援等の
緊急救援や復興支援、
保健衛生活動を展開



海外で
苦しんでいる方々へ

の違いについて

会費(活動資金)は、
様々な方法でご寄付いただけます。

郵便局・銀行での
ご協力



口座振替



Webで気軽にすぐできる!

クレジットカード

申し込み
フォーム



団体見学也大歓迎!

見て、触れて、体験する「かながわ赤十字情報プラザ」



自治会・町内会等の研修や、小学校の校外学習先としても大人気な赤十字展示室。AEDや災害時エアーテント(仮設診療所)、地雷模型など多数の展示のほか、体験コーナーも充実。見学される方のご要望に応じて、ガイドが解説します。お気軽にお越しください。

【入館料】無料

【場 所】〒231-8536 横浜市中区山下町70-7 日本赤十字社神奈川県支部
みなとみらい線「日本大通り駅」3番出口より徒歩1分
JR京浜東北線・横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」徒歩10分

 日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123(代表)



日赤 かながわ



 日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

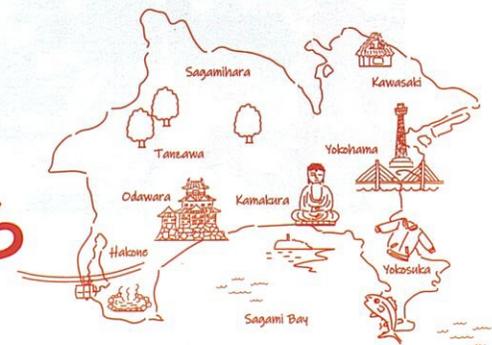
令和7年度版



令和6年能登半島地震災害における
神奈川県支部の活動の様子(石川県珠洲市)

©渋谷敦志

わたしたちの 神奈川だから



赤十字活動資金にご協力をお願いします。

皆さまのご支援を安心に

日頃から赤十字に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社は、地域福祉やボランティア活動など、

地域に根ざした活動を行っております。

そして、災害が発生すると自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を行うなど、

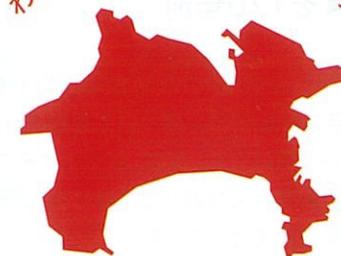
地域と密接なかかわりがあります。

いかなる状況下であっても、日本赤十字社の使命は変わりません。

地域の皆さまのいのちと健康、尊厳を守る活動をこれからも続けてまいります。

わたしたちの神奈川だから

つなげたい



CONTENTS

INTRODUCTION	2	税制上の優遇措置について	14
日本赤十字社のはじまり	4	表彰について	15
事業紹介	6	市区町村の赤十字担当窓口	16
決算報告/事業予算	11	神奈川県内の赤十字施設	18
会費(活動資金)のご協力方法	12	赤十字についてのQ&A	19

皆さまにご活用いただけます！！

災害からあなたと大切な人を守る 「赤十字防災プログラム」



災害に関する講義や、読み物による過去の災害の追体験、地域防災マップ(DIG)づくり、ひなんじょたいけんゲームなど、大規模災害時に重要な「自助」「共助」の力を養い、いのちを守るための取り組みを地域コミュニティで考えるための、自治会や町内会、学校などに向けたセミナーを行っています。

～神奈川県支部の活動の一例をご紹介します～

人間のいのちと健康を守る 「救急法等講習」



心肺蘇生やAEDの使い方、子どものけがの手当や災害時の高齢者支援など、各種講習を行っています。

いのちを守る体験教室 「赤十字de自由研究」



夏休みにあわせ、小学生と保護者を対象に赤十字について学び、救命手当など楽しく体験ができます。

今からおよそ170年前

スイス人のアンリー・デュナンは、1859年のイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで悲惨なありさまを目の当たりにし、傷ついて放置されていた人々を敵味方の区別なく救護しました。赤十字が誕生した瞬間です。現在、赤十字はそのネットワークを191の国と地域に広げ、紛争・災害時における傷病者の救護活動をはじめ、災害対策、復興支援、医療・保健、青少年育成など幅広い人道支援活動を行っています。



アンリー・デュナン

人間を救うのは、人間だ。
Our world. Your move.

— 日本赤十字社スローガン —

日本赤十字社



佐野 常民



西南戦争時の救護所

1867年に佐賀藩士の佐野常民(初代社長)は、パリ万博の派遣団に加わり、現地で赤十字の展示を見て「敵味方の区別なく、救う」という赤十字精神に感動しました。1877年には西南戦争がおこり、多くの兵士が戦野に倒れました。佐野はアンリー・デュナンと同じ考えのもとに「博愛社」を設立し、敵味方の区別なく救護にあたりました。その後、日本がジュネーブ条約に加入し、「日本赤十字社」と改称しました。



赤十字本社(東京都港区)

神奈川県支部の紹介



旧 神奈川県庁舎



関東大震災における臨時救護



日本赤十字社神奈川県支部(横浜市中区)

全国47都道府県にある日本赤十字社の支部のひとつとして、1887年に「神奈川県委員部」が誕生(神奈川県庁内)。1896年に「神奈川県支部」と改称しました。災害救護活動をはじめ、救急法の普及やボランティア活動の推進などの拠点として活動を展開しています。さらに、県内全ての地域の人々に赤十字の活動が届くよう、赤十字事業の推進を担う事務局(地区・分区)を設置しています。(p.16参照)

災害救護事業



いつ起こるか
分からない
災害に備えて
できること



災害が発生すると被災地に救護班を派遣し、「医療救護活動」や「こころのケア活動」を行います。また、被災者に救援物資をお届けするほか、義援金の受付も行います。神奈川県内では救護班を15班編成し、5つの倉庫(横浜市中区・港北区、横須賀市、南足柄市、箱根町)に次の救援物資を備蓄しています。

救援物資の例



毛布

保管や配送を考
えて真空パックで
圧縮しています。



緊急セット

ラジオ、懐中電灯、マスク
やウェットティッシュ等の
衛生用品などが収納され
ています。



安眠セット

マットレス・空気
枕・アイマスクな
どが収納されて
います。



援護物資

洗剤、歯ブラシ、タオルなど
の身の回りの品を収納し、県
内各市区町村の窓口に配備
しています。火災・風水害な
どの際に配布します。

救急法等の講習



大切な人を
救うため
それはあなたに
できること



いのちと健康を守るための具体的な知識と技術を伝える講習を、ボランティア指導員の協力のもと、神奈川県内各地で開催しています。

2023年度講習開催実績		開催回数	参加人数
救急法	救命手当や応急手当の知識・技術を学びます。	677回	15,177人
水上安全法	水難事故防止、おぼれた人の救助の方法について学びます。	80回	1,561人
雪上安全法	雪上の事故防止、けが人の救助の方法について学びます。	当年度は開催いたしませんでした。	
健康生活支援講習	高齢者を健やかに生きるための知識や、高齢者の自立に役立つ介護技術などについて学びます。	79回	1,603人
幼児安全法	乳幼児期に起こりやすい事故の予防とけがの手当、かかりやすい病気の対処方法について学びます。	140回	2,315人

合計976回 20,656人

血液事業



安全な血液を安定的に届けるために

国や地方公共団体などと協力し、血液製剤の安全性の向上と安定供給に努めています。神奈川県内では、7カ所の献血ルームと11台の献血バスなどにより、皆さまから献血のご協力をいただいています。



国際活動



災害・紛争・病気…
世界中で
苦しむ人を
救うために



191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かし、災害や紛争による被災者の救援活動と開発途上国における防災・保健衛生などの支援活動を行っています。令和7年度神奈川県支部では、救急法普及支援事業(ラオス)、防災強化事業(インドネシア)、保健医療支援事業(モンゴル)などに取り組みます。

社会福祉事業



社会的支援を必要とする人のために

様々な事情により家庭で生活できない子ども、介護が必要な高齢者、障がいを持ち社会的な支援を必要とする方々が、安心して生活を送れるよう、全国で28の社会福祉施設を運営しています。神奈川県内では、視覚障がい者のための総合的な福祉施設である「神奈川県ライトセンター」を運営しています。



白杖での歩行訓練

※神奈川県ライトセンター：神奈川県の指定管理者として運営しています。

赤十字ボランティア



赤十字の
使命とする
人道的な活動を
実践しています



1859年、戦時に、敵・味方の区別なく負傷者の救護をしたのが赤十字ボランティアの始まりです。時代が変わっても「苦しんでいる人を救いたい」という思いは変わりません。神奈川県内に日本初の奉仕団が発足してから78年、今では93団、約2万人の奉仕団員が活躍しています。赤十字の活動は、奉仕団をはじめとする赤十字ボランティアによって支えられています。

青少年赤十字



子どもたちの「主体性」を育むために

赤十字の精神に基づいた態度目標「気づき」「考え」「実行する」を掲げ、様々な活動が学校教育の中で展開されています。けがの予防と応急手当などを学ぶ「健康安全プログラム」や、災害の備えを学ぶ「防災教育プログラム」の普及推進に力を入れています。



医療事業



皆さまに
信頼される
病院の運営を
目指して



全国で91の病院を運営し、災害医療拠点病院の役割をはじめ、各地域における中核医療機関として日々、皆さまに信頼される病院運営に努めています。神奈川県内では、横浜市立みなと・秦野・相模原赤十字病院を運営しています。

※横浜市立みなと赤十字病院:横浜市の指定管理者として運営しています。

※相模原赤十字病院:相模原市内の診療所(青野原・千木良・藤野)を相模原市の指定管理者として運営しています。



横浜市立みなと赤十字病院



秦野赤十字病院



相模原赤十字病院

看護師の養成



災害救護や国際救援など
幅広く活躍できる看護師を育成

県内赤十字病院において必要な看護師を確保するための奨学金貸与制度を運用するとともに、災害救護・国際救援の分野等でも幅広く活躍できる看護師を育成するための研修や訓練に力を入れています。

赤十字活動資金の使い道

令和5年度 決算報告

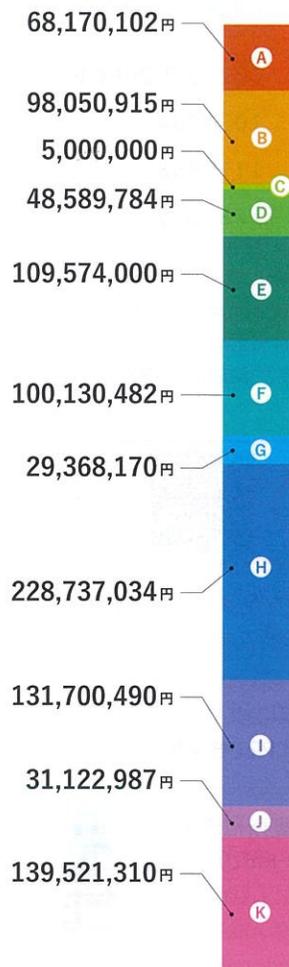
令和7年度 事業予算

決算合計 989,965,274円[※]

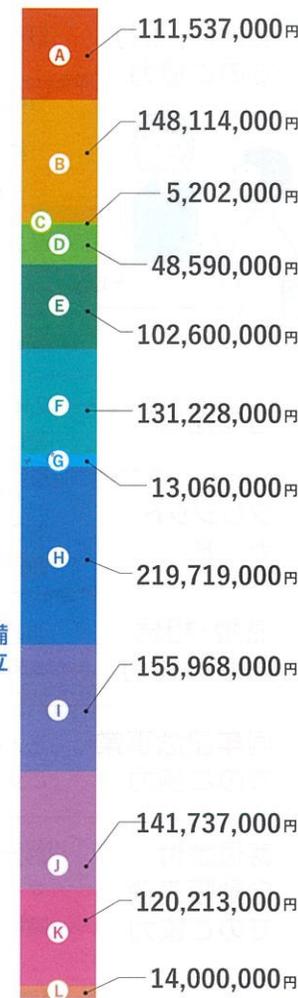
予算合計 1,211,968,000円

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました

皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



- ① 災害救護訓練、救援物資倉庫の維持管理、救護資機材の整備など
- ② 救急法等講習、奉仕団活動、青少年活動など
- ③ 国際開発協力事業^{*}
- ④ 災害救護に必要な^{*}医療機器の整備
- ⑤ 各市区町村における赤十字活動
- ⑥ 会費募集、広報など
- ⑦ 看護師確保のための奨学金など
- ⑧ 災害発生時や施設、設備の改修整備のための積立金など
- ⑨ 管理経費
- ⑩ 支部社屋の修繕計画に基づく大規模修繕や維持管理経費など
- ⑪ 本社における全国規模の赤十字事業の展開
- ⑫ 予備費



※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、上記には含まれません。

※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

※令和5年度(決算)が決算書の数値と異なるのは、個人住民税控除対象救護金送金分を含めていないため。

会費(活動資金)のご協力方法

赤十字が行う活動は、皆さまからお寄せいただく活動資金によって支えられています。活動をさらに充実させるため、皆さまの継続的なご協力をお願いします。

地域での ご協力

町内会・自治会のご協力により募集を行っています。また、市区町村の赤十字担当窓口でも受け付けています。

郵便局・銀行 でのご協力

日本赤十字社神奈川県支部では、専用口座を開設しています。

郵便局(ゆうちょ銀行)	00290-8-20001
横浜銀行 県庁支店(普通)	1031284
三菱UFJ銀行 横浜中央支店(普通)	1110858
みずほ銀行 横浜支店(普通)	1733012

受取人は、いずれの口座も「日本赤十字社神奈川県支部」です。金融機関によっては、振込手数料をご負担いただく場合があります。

口座振替

2,000円以上の金額を、毎月または毎年、ご希望の口座からお振替します。

クレジット カード

2,000円以上の任意の金額
でご協力いただけます。

Webで気軽にすぐできる!

申し込み
フォーム



遺贈・相続 財産の寄付

遺贈や相続財産、お香典返しによるご寄付を受け付けています。
※相続税の申告の際に必要な証明書を発行できます。

周年記念事業 でのご協力

法人・団体さまの大切な節目となる周年事業において、赤十字活動をご支援いただくことで、社会貢献活動を広くPRできます。

寄付金付 自動販売機 でのご協力

お客様や従業員の皆さまの目に触れる場所に赤十字マークが付いた自動販売機を設置し、売り上げの一部を定期的にご寄付いただけます。



日本赤十字社への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。詳しくは、14ページを参照。ご希望やご相談がございましたら、お気軽に振興課までお問い合わせください。

募集方法について

(あくまでも一例です)

町内会、自治会、奉仕団などの皆さまに、各ご家庭を訪問するなどして、会費(活動資金)のご寄付をお願いしています。また、年間を通じて、日本赤十字社神奈川県支部および市区町村の赤十字担当窓口(16、17ページ)でも受け付けています。

1

委嘱状、受領証、協力会員門標、パンフレット、広報用チラシなどを
持ち、各ご家庭を訪問します。



委嘱状
会費(活動資金)募集の
業務をお願いしている証。



受領証(10枚つづり)
会費(活動資金)を受領した
際に発行します。

協力会員門標



寄付者の皆さまに
お渡しします。

パンフレット



この
冊子です。

チラシ



配布、
または
回収します。

2

チラシなどで趣旨を説明し、会費(活動資金)を預かり、
受領証を発行します。
なお、ご寄付は、任意であり、強制するものではありません。

3

各町内会などで集められた会費(活動資金)と受領証の控えを
町内会長など(協賛委員)へ引渡します。

4

各町内会長など(協賛委員)は会費(活動資金)と受領証の控えを
各市区町村の赤十字担当者へ引渡します。

会員制度について

「会員」とは、赤十字の理念と活動に賛同し、年額2,000円以上のご協力を
いただいた方(個人、法人・団体)のことです。

会員として加入いただいた方*には年2回程度、会員誌などをお送りします。

※会員ご希望の方は、ご寄付の際にお申し出ください。

また、「会員」以外でご寄付いただいた方を「協力会員」とお呼びしています。

税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対してご寄付をいただくと、次のような税制上の優遇措置が受けられます。

	優遇措置の名称等	寄付の内容	優遇措置の内容
個人	特定寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。
	住民税にかかる寄付金控除 (募集期間 4月～翌年3月) [※]	日本赤十字社の各都道府県支部に対する寄付金で、総務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	寄付金の金額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。
	相続税の非課税	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	相続または遺贈により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格から除外されます。 ※遺言状により受け取りを日本赤十字社神奈川県支部に指定することができます。
法人	指定寄付金 (募集期間 4月～9月) [※]	日本赤十字社に対する寄付金で、財務大臣の指定を受けた事業にあてられるもの(災害救護設備の整備など)。	法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入ができます。
	特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で、日本赤十字社の事業にあてられるもの。	法人の有する通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。

※住民税にかかる寄付金(個人)および指定寄付金(法人)については、募集限度額の関係で適用にならない場合があります。また、住民税にかかる寄付金は、居住地の日本赤十字社都道府県支部へのご寄付に限られます。

表彰について

日本赤十字社にご寄付をいただいた方へ日本赤十字社や国からの表彰をご用意しております。

日本赤十字社からの表彰

金色有功章を受章され、さらに会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

社長
感謝状



有功章記(個人)



有功章(個人)



有功章(法人・団体)

金色
有功章

会費(活動資金)として累計50万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。



個人、法人・団体

銀色
有功章

会費(活動資金)として累計20万円以上ご寄付いただいた方(個人、法人・団体)に贈呈させていただきます。

特別
社員章

会費(活動資金)として、一時または数次に2万円以上のご寄付をいただき、お申し出のあった方に贈呈させていただきます。

国からの表彰

厚生労働大臣
感謝状

会費(活動資金)として4月～翌年3月(同一年度内)に個人では100万円以上、法人・団体では300万円以上ご寄付いただいた方に贈呈させていただきます。

紺綬褒章

会費(活動資金)として一時または予め分納(期間の制限なし)の申出により、個人では500万円以上、法人・団体では1,000万円以上ご寄付いただいた方に天皇陛下からの褒章の記を贈呈させていただきます。

税制上の優遇措置および表彰に関するご質問等については、振興課までお問い合わせください。

市区町村の赤十字担当窓口

神奈川県内の各市区役所、町村役場、社会福祉協議会など、60カ所に赤十字窓口(地区・分区)を設置し、地域に根ざした様々な赤十字活動を展開しています。

名称	所在地	電話番号
横浜市地区本部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局 福祉保健課	045-671-4044
鶴見区地区	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-37-37 リオベルデ鶴見2階 鶴見区社会福祉協議会	045-504-5619
神奈川区地区	〒221-0825 横浜市神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川1階 神奈川区社会福祉協議会	045-311-2014
西区地区	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会	045-450-5005
中区地区	〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル4階 中区社会福祉協議会	045-681-6664
南区地区	〒232-0024 横浜南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階 南区社会福祉協議会	045-260-2510
港南区地区	〒233-0003 横浜港南区港南4-2-8 3階 港南区福祉保健活動拠点 港南区社会福祉協議会	045-841-0256
保土ヶ谷地区	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 かるがも3階 保土ヶ谷区社会福祉協議会	045-341-9876
旭区地区	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35 旭区社会福祉協議会	045-392-1123
磯子区地区	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-1-41 磯子センター5階 磯子区社会福祉協議会	045-751-0739
金沢区地区	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀1-21-5 金沢区社会福祉協議会	045-788-6080
港北区地区	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 港北区社会福祉協議会	045-547-2324
緑区地区	〒226-0019 横浜市緑区中山2-1-1 ハーモニーみどり1階 緑区社会福祉協議会	045-931-2478
青葉区地区	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町1169-22 青葉区福祉保健活動拠点 ふれあい青葉 青葉区社会福祉協議会	045-972-8836
都筑区地区	〒224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館 都筑区社会福祉協議会	045-943-4058
戸塚区地区	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町167-25 戸塚区社会福祉協議会	045-866-8434
栄区地区	〒247-0005 横浜市栄区桂町279-29 栄区社会福祉協議会	045-894-8521
泉区地区	〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13 泉区社会福祉協議会	045-802-2150
瀬谷区地区	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町469せやまる・ふれあい館2階 瀬谷区社会福祉協議会	045-361-2117
川崎市地区本部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所 地域包括ケア推進室 地域福祉担当	044-200-2628
川崎区地区	〒210-8570 川崎市川崎区東町8パレールビル7階 川崎区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-201-3228
川崎区地区大師分区	〒210-0814 川崎市川崎区台町26-7 川崎区役所大師支所 地域振興担当	044-271-0137
川崎区地区田島分区	〒210-0853 川崎市川崎区田島町20-23 川崎区役所田島支所 地域振興担当	044-322-1968
幸区地区	〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-556-6643
中原区地区	〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-744-3252
高津区地区	〒213-8570 川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-861-3302
宮前区地区	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-856-3254
多摩区地区	〒214-8570 川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-935-3285

名称	所在地	電話番号
麻生区地区	〒215-8570 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所 地域みまもり支援センター 地域ケア推進課	044-965-5156
相模原市地区本部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市健康福祉局 生活福祉課	042-851-3170
横須賀市地区	〒238-8550 横須賀市小川町11 横須賀市役所 市民生活課	046-822-8220
平塚市地区	〒254-8686 平塚市浅間町9-1 平塚市役所 福祉総務課	0463-21-9862
鎌倉市地区	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 生活福祉課	0467-61-3958
藤沢市地区	〒251-0054 藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎1階 藤沢市社会福祉協議会	0466-50-3525
小田原市地区	〒250-8555 小田原市荻窪300 小田原市役所 福祉政策課	0465-33-1863
茅ヶ崎市地区	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 地域福祉課	0467-81-7152
逗子市地区	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16 逗子市役所 社会福祉課	046-873-1111
三浦市地区	〒238-0298 三浦市城山町1-1 三浦市役所 福祉課	046-882-1111
秦野市地区	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所 地域共生推進課	0463-82-7392
厚木市地区	〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所 地域包括ケア推進課	046-225-2200
大和市地区	〒242-0004 大和市鶴岡1-3-1-7 大和市保健福祉センター5階 福祉総務課	046-260-5604
伊勢原市地区	〒259-1188 伊勢原市田中348 伊勢原市役所 福祉総務課	0463-94-4718
海老名市地区	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1 海老名市役所 福祉政策課	046-235-4820
座間市地区	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所 地域福祉課	046-252-7127
南足柄市地区	〒250-0192 南足柄市関本440 南足柄市役所 福祉課	0465-43-7553
綾瀬市地区	〒252-1192 綾瀬市早川550 綾瀬市役所 福祉総務課	0467-70-5613
葉山町分区	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135 葉山町役場 福祉課	046-876-1111
寒川町分区	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165 寒川町役場 福祉課	0467-74-1111
大磯町分区	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183 大磯町役場 福祉課	0463-61-4100
二宮町分区	〒259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町役場 福祉保険課	0463-75-9289
中井町分区	〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪104-1 中井町役場 健康課	0465-81-5546
大井町分区	〒258-0019 足柄上郡大井町金子1964-1 大井町保健福祉センター 子育て健康課	0465-83-8012
松田町分区	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037 松田町役場 子育て健康課	0465-84-5544
山北町分区	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4 山北町役場 福祉課	0465-75-3644
開成町分区	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町役場 保険健康課	0465-84-0328
箱根町分区	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町役場 福祉課	0460-85-7790
真鶴町分区	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1 真鶴町役場 保険福祉課	0465-68-1131
湯河原町分区	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 湯河原町役場 社会福祉課	0465-63-2111
愛川町分区	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1 愛川町役場 福祉支援課	046-285-6928
清川村分区	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 清川村役場 子育て健康福祉課	046-288-3861

神奈川県内の 赤十字施設

- 赤十字施設
- 献血ルーム



- 1 日本赤十字社神奈川県支部**
〒231-8536 横浜市中区山下町70-7
TEL 045-681-2123
- 2 横浜市立みなと赤十字病院**
〒231-8682 横浜市中区新山下3-12-1
TEL 045-628-6100
- 3 秦野赤十字病院**
〒257-0017 秦野市立野台1-1
TEL 0463-81-3721
- 4 相模原赤十字病院**
〒252-0157 相模原市緑区中野256
TEL 042-784-1101
- 5 神奈川県赤十字血液センター**
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-7
TEL 045-834-4611
- 6 神奈川県赤十字血液センター湘南事業所**
〒243-0035 厚木市愛甲1837
- 7 神奈川県ライトセンター**
〒241-8585 横浜市旭区二俣川1-80-2
TEL 045-364-0023

- 1 横浜SKY献血ルーム**
〒220-0011 横浜西区高島2-19-12
スカイビル27階
TEL 045-444-1088
- 2 横浜Leaf献血ルーム**
〒220-0004 横浜西区北幸1-6-1
横浜ファーストビル14階
TEL 045-534-7173
- 3 二俣川献血ルーム**
〒241-0815 横浜市旭区中尾1-1-2
TEL 045-361-0330
- 4 かわさきルフロン献血ルーム**
〒210-0024 川崎市川崎区日進町1-11
川崎ルフロン9階
TEL 044-245-1857
- 5 みぞのくち献血ルーム**
〒213-0001 川崎市高津区溝口1-3-1
ノクティプラザ1 10階
TEL 044-813-0311
- 6 クロスウェーブ湘南藤沢献血ルーム**
〒251-0055 藤沢市南藤沢21-8
大安興業ビル4階
TEL 0466-25-8877
- 7 海老名献血ルーム**
〒243-0438 海老名市めぐみ町3-1
VINA GARDENS PERCH 8階
TEL 046-240-8655

赤十字についてのQ&A



Q. 寄付は強制ですか？

- A. 強制ではなく、任意でお願いしています。
赤十字の災害救護をはじめとする様々な事業にご理解をいただいた皆さまからの寄付が、苦しんでいる人の支えとなります。

Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

- A. 決まりはありません。2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただきます、会員誌などをお送りします。

Q. 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

- A. 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接なかわりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q. 会費(活動資金)と義援金、救援金の違いはなんですか？

- A. 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動をはじめとした日本赤十字社の様々な活動に使われます。一方、「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って、全額が被災者に届けられます。また、「救援金」は、海外で発生した災害や紛争による被災者を支援するため、赤十字・赤新月社が行う医療や衣食住などの緊急救援・復興支援などに使われます。

ご不明点はお気軽にお問い合わせください。

日本赤十字社神奈川県支部振興課 TEL 045-681-2268

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告（ラッピングトレイン）	【運行期間】 3月上旬～5月末（予定）
・車内広告（アドトレイン）	【運行期間】 2月下旬～3月末（予定）
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

- (1) 車体広告（ラッピングトレイン）
 - ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
 - 【運行期間】3月上旬～5月末（予定）
- (2) 車内広告（アドトレイン）
 - ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
 - 東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
 - 【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

(1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

(2) 会場周囲の仮囲いの装飾

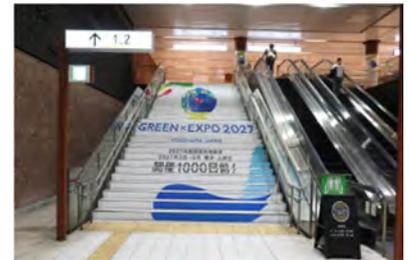
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

(3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
 - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
 - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）
開催期間 : 2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）
テーマ : 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域 : 約100ha（内、会場区域80ha）
クラス : A1（最上位）クラス（AIPH承認+BIE認定）
参加者数 : 1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター
「トウクトウク」

©Expo 2027

お問合せ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



~~~~~  
区単独での取組は初！  
~~~~~

「都筑区総合庁舎区民ホール大型LEDビジョン」ネーミングライツ契約を締結しました！
～愛称は「B-COR i ビジョン」～

令和6年度中の整備を進めている「都筑区総合庁舎区民ホール大型LEDビジョン」(以下「LEDビジョン」)について、令和7年3月13日に株式会社横浜ビー・コルセアーズ、ウエイズトヨタ神奈川株式会社とネーミングライツ契約を締結しました。
本事業の歳入はLEDビジョンの維持管理費として活用します。
また、3月20日(木・祝)11:30から、LEDビジョンリニューアル及びネーミングライツ契約締結を記念するセレモニーを開催します。
GREEN×EXPO 2027 開催2年前イベントも同日に都筑区総合庁舎で行い、イベントの相乗効果を図ります(先着100名様に記念品(横浜ビー・コルセアーズ関係及びGREEN×EXPO 2027関係)をプレゼント)。

1 契約内容の概要

- ◆契約の相手方： 次の2者が相手方です。
 - ・(名称)株式会社横浜ビー・コルセアーズ
(本社)神奈川県横浜市都筑区中川中央1-1-6
(代表者)代表取締役 白井 英介
(主要事業)BリーグB1所属の男子プロバスケットボールチーム横浜ビー・コルセアーズ運営
 - ・(名称)ウエイズトヨタ神奈川株式会社
(本社)神奈川県横浜市中区山下町33番地
(代表者)代表取締役社長 宮原 漢二
(主要事業)自動車小売・整備事業
- ◆愛称：B-COR i ビジョン(読み方：ビーコルアイビジョン)
(サブタイトル：～あなたのiはなんですか～)
- ◆契約金額：年間22万円(税込)
- ◆契約期間：3年(令和7年3月～令和10年3月)
- ◆スポンサー事業者による地域貢献等への提案：
 - ①LEDビジョン枠の装飾及び定期的な更新
LEDビジョンの背面/上部/前面の枠に横浜ビー・コルセアーズの選手やロゴをあしらう華やかな装飾の実施による区民ホールの賑わい創出
装飾をBリーグのシーズンごとに更新しフレッシュな印象を演出
 - ②イベント等による賑わいづくり
区民ホールを会場としてLEDビジョンのお披露目セレモニーやイベント等を開催
 - ③LEDビジョンにおける映像の放映
「地域貢献」「社会課題」「安全安心」等の住民向けの啓発に資するテーマ映像を放映
 - ④横浜市に関連する広報活動の協力
横浜ビー・コルセアーズのSNSや広報により、横浜市の催事等の広報活動の協力

裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



◆スポンサー事業者へ付与するメリット：

①LEDビジョン枠への装飾

スポンサー事業者がLEDビジョン背面/上部/前面枠へ装飾

②LEDビジョンにおける映像の放映

60分以内に5分以内でスポンサー事業者のプロモーション映像及び住民向けの啓発（前記地域貢献等への提案の③）に資するテーマ映像の放映

※放映する内容に関しては事前に区と協議する

③区民ホールにおけるイベントの実施

スポンサー事業者が都筑区総合庁舎区民ホールで年3回程度イベントを実施

※日程や内容等は事前に区と協議する

④SNSや映像作成のための撮影協力など

都筑区総合庁舎内でスポンサー事業者が映像作成を目的とした撮影の協力

※日程や内容等は事前に区と協議する

2 施設概要

(1) 所在地

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32番1号 都筑区総合庁舎 区民ホール

(2) 施設の主な仕様など

- ・画面サイズ：幅3500mm×高さ2000mm
- ・ピクセルピッチ：P3.9mm
- ・筐体サイズ：幅約3900mm×高さ約3150mm
- ・主にGREEN×EXPO 2027をはじめとする様々な行政情報などの映像を放映



※新たな装飾は3月20日にお披露目します

3 記念セレモニーについて

3月20日（木・祝）11:30～12:00で、LEDビジョンリニューアル及びネーミングライツ契約締結を記念するセレモニーを開催します。

11:00から総合案内前で記念品（100名様分）の引換券を配付します（記念品との交換は12:00頃、LEDビジョン前）。

当日の取材をご希望の場合は、3月19日（水）15時までに下記問合せ先へご連絡ください。

（参考）

【同日開催予定：GREEN×EXPO 2027 開催2年前イベント「キッズガーデニング教室」について】

●開催時間・場所

10時～11時30分 都筑区総合庁舎

●開催概要

GREEN×EXPO 2027 開催2年前を記念し、11月にリニューアルオープンした「つづき彩りガーデン」での小学生による苗植え体験を行います。また、卵の殻でできたアップサイクルなプランターを自由にデコレーションし、そのプランターに種まき体験ができるガーデニングイベントを開催します。
※参加募集は終了しています。



お問合せ先

都筑区総務課長 江口 昌克 Tel 045-948-2210



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



新たなパスポート（2025年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

1 趣旨・概要

令和7年3月24日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 パスポート申請手続等の変更点（令和7年3月24日申請分以降）

(1) 「2025年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

(2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。(これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。)

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。

イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター
担当 田嶋、入江
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

3月24日申請分からパスポートが変わります！

1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) **2025年3月24日申請分**から、**偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」**の発給が開始されます。
 - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
 - ▶ 顔写真ページが**プラスチック基材**となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、**申請から交付までの日数が以下のとおり変更**になります。
 - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。



窓口	現行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間



横浜市パスポートセンターWEBページ
2次元コード

2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
 - ▶ オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみ**！
 - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) **オンライン申請では**戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！**

申請方法		現行	変更後 (3/24申請分から)
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**
TEL : 045-671-9580 FAX : 045-671-9590
(平日9:00~16:45)

「令和 7 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 7 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 7 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 6 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺 障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担 額)	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 7 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、
地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 7 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】都筑区総務課 八巻、井出
電話 045-948-2212
FAX 045-948-2208

自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

1 趣旨

市内 3 か所、118 団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市 Web ページに公開をしましたので、お知らせいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

3 実施状況の報告

(1) 参加団体等

118 団体（参加者数 168 人）、連携事業者 15 者

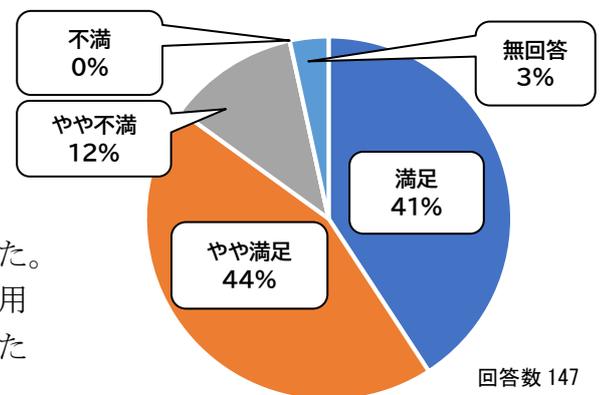
(2) アンケート結果（回収数 147）

・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンや LINE など）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。



横浜市 自治会町内会 DX

検索

▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICTを活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例1 保土ケ谷区 坂本町内会

「自治会DXの実現に向けて」(LINEを活用した情報伝達)

事例2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

4 回答期限

令和7年5月7日(水)

5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの
二次元コード

<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会アンケート

アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○) (全てに○) といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたがつてください。
- ◎ アンケート実施期間：令和7年3月～令和7年5月

アンケート回答期限：令和7年5月7日(水) ※郵送の場合もこの日までに投函してください。

回答方法

◆スマートフォンによる電子申請

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページよりご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

② 「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d-bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体：横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10)

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区	自治会町内会名
所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)	
自治会町内会の区域(エリア)について、 <u>1つに○</u> をしてください。	
① 町・丁を単位とするなど地域を区域 ② 団地を区域 ③ マンションを区域	

市民局・区役所が記入・使用します

NO.

カ 耐震対策について	① 新築時から耐震基準を満たしている ② 耐震補強工事を実施済みである [年度] ③ 今後、耐震補強予定である [年度] ④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため補強工事予定はない</u> ⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため補強工事予定はない</u> ⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> （耐震診断未実施等） ⑦ その他（ ）
キ 脱炭素化について	① 省エネ設備導入済みである （設備名：ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ 太陽光発電） ② 省エネ設備導入に向け検討中 ③ 省エネ設備導入の予定なし （理由： ）

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てに○をしてください。
 （会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。）

＝会館がない自治会町内会＝

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない（地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースを利用など）
- ② 会館はないが、今後、新築（購入）を予定 [年度]

＝会館がある（賃借を含む）自治会町内会＝

- ① 会館はあるが、整備（建替え、修繕等）の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定

（下表に整備内容・年度を記入してください（あてはまるもの全て））

整備内容	ア 新築・購入 ・建替え	イ 増築	ウ 修繕	エ 耐震改修	オ その他改修
整備年度	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]	[年度]

(4) 地区連合町内会館がありますか。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

- ① あり ② なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに○をしてください。

また、[]内には数字をご記入ください。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

ア 所在地	_____ 区 _____
イ 種別	① 戸建て ② 建物の1室（合築含む）
ウ 構造	① 木造 ② 鉄骨造 ③ 鉄筋コンクリート造 ④ その他（ _____ ）
エ 築年数	築 [_____] 年 または [_____] 年建築

6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入（活用）しているデジタルツールについて、該当するもの全てに○をしてください。

- ① 役員間での LINE を用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ
- ③ 自治会町内会のインスタグラム
- ④ 自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設
- ⑤ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名： _____）
- ⑥ キャッシュレス決済サービスの利用（例：PayPay 等）
- ⑦ その他のツール（ _____）
- ⑧ 導入していない（理由： _____）

7 自治会町内会への加入に向けての取組について

(1) 未加入者（新たに引っ越しをしてきた方を含む）に対する加入の勧誘について、実施しているもの全てに○をしてください。

- ① 訪問して勧誘
- ② パンフレットなどをポストへ投函
- ③ お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配布
- ④ 行っていない → (2) へお進みください。
- ⑤ その他（ _____）

(2) (1) で「④ 行っていない」に○をされた方にお伺いします。
行っていない理由として該当するもの全てに○をしてください。

- ① 勧誘を行う人手が不足しているから
- ② 学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かないと思うから
- ③ 加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思うから
- ④ 現状の会員数が適当と思うから
- ⑤ 市役所、区役所が実施してくれているから
- ⑥ その他（ _____）

(3) 加入をしない（断られる）理由として聞いている項目全てに○をしてください。

- ① 人づきあいが面倒、おっくうだから
- ② ほとんど家にいない、活動に参加できないから
- ③ 班長や役員をやりたくないから
- ④ 会費を払いたくない、会費の負担が大きいから
- ⑤ 何をしているのか分からない、加入メリットが分からないから
- ⑥ 引っ越し予定があるから、学生又は単身だから
- ⑦ 近所の知り合いが加入していないから
- ⑧ その他（ _____）

(4) 自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目
全てに○をしてください。

- ① 転入者への自治会町内会活動の周知
- ② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
- ③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
- ④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
- ⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
- ⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
- ⑦ その他 ()
- ⑧ 支援は不要

(5) 加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

(6) 加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

8 自治会町内会の特徴的な活動について

自治会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。

9 行政からの依頼事項について

(1) 行政からの依頼についてお答えください。

- ① 負担だと感じるものがある
- ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】・・・資料1
- (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料2
- (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料3
- (5) LED防犯灯事業【継続】・・・資料4

4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電話：045-671-2317 メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</p>
---	---

市民局及び区役所地域振興課 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

別紙

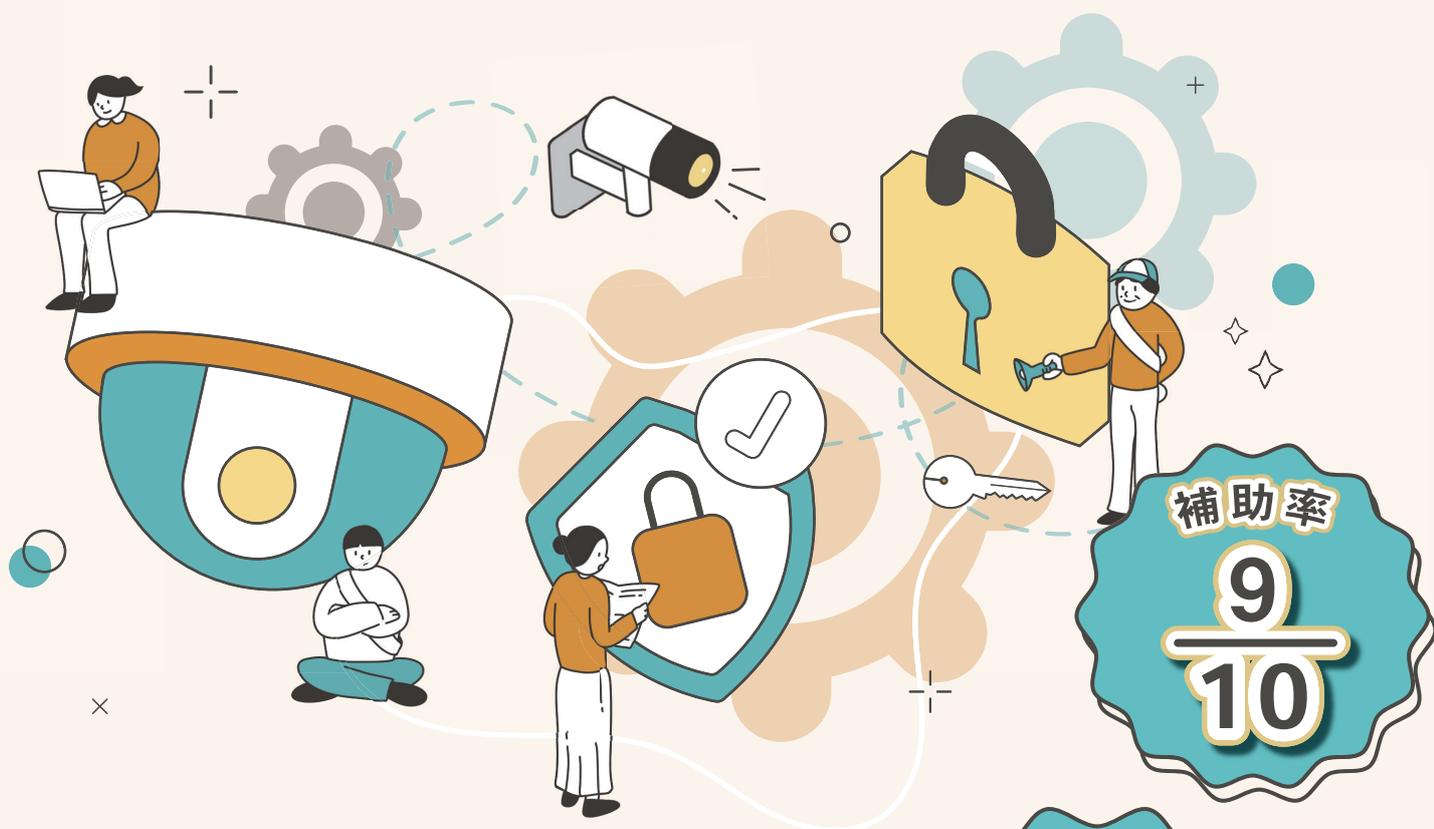
議題番号	変更	補助金種類	補助内容等	補助率・上限等	補助対象団体	その他	申請時期	提出窓口 問合せ先
新設		地域の防犯力向上緊急補助金 ※資料1参照	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組(例:防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催)への補助。	補助率 9/10 上限 20万円	・単位自治会町内会 ・地区連合町内会	・全ての領収書の写しを添付	4~10月末 【厳守】	【4月1日~】 受付センター 045-550-5125
常設	有 (上限額引き上げ)	地域防犯カメラ設置補助金 ※資料2参照	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費(新規設置・更新とも可)への補助。	補助率 9/10 上限 28万円(前年度21万)	・単位自治会町内会 ・地区連合町内会		4~7月末	区地域振興課
継続	無	自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 ※資料3参照	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。	補助率 2/3 上限あり	・単位自治会町内会 ・地区連合町内会		4~9月末	【4月1日~】 市住宅供給公社(予定) 045-451-7740
	無	LED防犯灯設置維持管理事業 ※資料4参照	自治会町内会等の申請により300灯(電柱共架型)の新設				4~5月末	区地域振興課
常設	有 (上限額引き上げ) 単位自治会町内会への補助のみ	地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動(環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等)に係る経費等への補助	900円×加入世帯数 (前年度700円) ※連合に対する補助率等は別途算定基準あり(前年同)	・単位自治会町内会 ・地区連合町内会	・1件10万円以上は領収書の写しを添付	4~6月末	区地域振興課
	無	地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。	地域防犯灯の数×2,200円 (年、定額)	・単位自治会町内会 ・地区連合町内会	・4月分の電気料金領収証の写し、又は支払証明書の写し ・4月分電気料金集約分内訳書の写しを添付	4~6月末	区地域振興課
	無	地域防犯活動助成金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な活動(例:防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、会議等での飲食費)への補助。	・自治会町内会に対しては年間3万8,000円 ・青色回転灯パトロールに使用する車両1台に対しては年間6,000円	・単位自治会町内会 ・区から委嘱された青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊	・領収書の写しの添付は不要	4~6月末	区地域振興課
4月 区連会にて案内	無	自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 ※8年度整備に向けた事前申し出	補助率 1/2 上限: 新築・購入 1500万円 (1㎡あたり12.5万円を限度) 修繕 250万円 等	・単位自治会町内会 ・地区連合町内会 ※要件があるので、詳細はWEBページをご確認ください。 		4~6月末	区地域振興課

- 令和 7 年度 -

地域の防犯力向上

緊急補助金で

まちの安全、高めませんか？



自治会町内会・地区連合町内会

申請期間 ※1

令和7年 4月1日〔火〕 — 10月31日〔金〕

※1 申請は1団体につき1回です。

※2 補助対象事業合算での上限額（千円未満切り捨て）

補助上限額

20万円

※2

横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 ウェブページ

検索 地域の防犯力向上緊急補助金



申請手続やよくある質問等は
こちらをご覧ください。



補助制度の概要

> 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

> 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

> 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

📁 参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

防犯パトロールの実施



- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

防犯啓発グッズの作成・購入



- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消するためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日
火曜日 金曜日

補助対象外について

＞ 補助対象外の事業（取組）

- ✕ 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみでの防犯対策に留まるもの
- ✕ 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- ✕ 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- ✕ 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

＞ 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- ✕ 各種保証・保険料、振込手数料
- ✕ 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- ✕ サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- ✕ ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- ✕ 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- ✕ 飲食等に要する費用
- ✕ 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- ✕ 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- ✕ 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

🔄 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

防犯緊急補助金 受付センター （市委託事業者）

☎ 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉ bouhan2025
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください

令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、[横浜市 地域防犯カメラ設置補助金](#) で検索できます。

(2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)
7月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和8年2月中旬まで	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路や公園等の公共空間を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

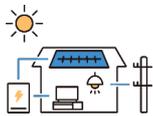
横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末／予算上限に達し次第、受付終了

会館への
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

建築士が、
現地にてご相談を
お受けします
(訪問アドバイザー派遣
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素

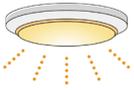


公開しました

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 60万円</p> <p>省エネ性能 ★★★★☆4.0</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一省エネラベル省エネ性能★4以上 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 130万円</p> <p>家庭用 省エネ性能 ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	 <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で 200万円</p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会
等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、

横浜市住宅供給公社へ、

Eメール、郵送、

公社窓口持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

**鍛冶ヶ谷町内会館の
改修工事を行いました。**

地球温暖化対策として、省エネエアコンの交換、LEDの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を実施しました。

↑2月8日練馬町による学習の様子

練馬市の自治会町内会館脱炭素化推進事業の補助金を活用し、省エネエアコンとLEDとの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を行いました。

鍛冶ヶ谷町内会

2025/2/8
鍛冶ヶ谷町内会館にて、市の担当から省エネ家電の選び方や、ドアコンの動作を高める断熱性能に関する説明がありました。

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました

LED防犯灯事業について【お知らせ】

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
 	 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 都筑区地域振興課 電話045-948-2234
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター (0120-995-007) に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(3) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径50cm 地中深1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限りです。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

（4）市による新規設置を希望する際の御申請について

① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 300灯（電柱共架型） の予定です（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和7年5月30日（金） となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度 です。新設予定数（電柱共架型300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	<u>令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。</u> なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。</u> ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

区連会3月定例会説明資料
令和7年3月21日
都筑区地域振興課

都筑地振第2167号
令和7年3月21日

地区連合町内会長 各位
自治会町内会長

都筑区地域振興課長

自治会町内会現況届及び地域活動推進費補助金等について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

標記について、次のとおり送付いたしますので、必要事項を記入のうえ、御提出をお願いします。

1 提出書類

(1) 自治会町内会現況届 等

提出期限 令和7年5月1日（木） 各地区連合町内会長あて

※ 下記ア～ウを連合ごとにまとめて、地域振興課あて**令和7年5月30日（金）**までに御提出をお願い致します。連合未加入団体は、直接、都筑区地域振興課へ御提出ください。

ア 自治会町内会現況届

加入世帯数については総会資料等に記載し、会員の合意を得てください。

イ 自治会町内会の最新の規約・会則

ウ 広報送付先一覧表（広報送付先が複数の場合）

・現況届を元に、区連会の資料配送先を変更いたします。（6月予定）

それまでは現在の配送先に届きますので、御承知おきください。

・年度途中で会長など役員の変更が行われた場合は、区役所へ再提出をお願いします。

(2) 令和6年度地域活動推進費補助金精算関係

提出期限 令和7年6月30日（月） 都筑区地域振興課あて

※間に合わない場合は御一報ください。

令和6年度に補助金を申請した自治会町内会は**必ず御提出**ください。

ア 補助金活動実績報告書（第6号様式）

イ 事業実績報告書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）

ウ 収支決算書（※総会資料等による代替の提出でも可能です）

エ 領収証その他支出を証する書類の写し（※1件10万円以上の支出がある場合のみ）

裏面あり

(3) 令和7年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請関係

提出期限 令和7年6月30日(月) 都筑区地域振興課あて

- ア 補助金交付申請書(第1号様式)
- イ 事業計画書(※総会資料等による代替の提出でも可能です)
- ウ 収支予算書(※総会資料等による代替の提出でも可能です)
- エ 団体の規約(※変更があった場合のみ)
- オ 自治会町内会の支払名義の防犯灯電気料金等領収証等(令和7年4月分)の写し
- カ 自治会町内会の支払名義の電気料金集約分内訳表(令和7年4月分)の写し
(※オ、カは、地域防犯灯維持管理費補助金を申請する自治会町内会のみ)

7年度変更点(単位自治会町内会への補助のみ) 上限額900円×加入世帯数(前年度700円)

2 添付資料

- (1) 1(1)～(3)の様式
- (2) 令和7年度 地域活動推進費 事務の手引(市民局作成)
- (3) 令和7年度 地域防犯灯維持管理費補助金 申請の手引(市民局作成)

3 提出先・提出方法

御持参・御郵送・Eメール(tz-chishin@city.yokohama.lg.jp)、電子申請システム
(URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d93af43a-2d03-4faa-93c3-128cab065983/start>)、いずれかの方法で都筑区役所地域振興課(〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央3-2-1)まで御提出ください。

4 その他注意事項

- (1) 事業計画書(事業実績報告書)、収支予算書(収支決算書)については、総会での承認等、会員の承認を得る必要があります。
- (2) 申請様式は、3月下旬より下記ホームページからダウンロードできますので、御活用ください。エクセルもしくはワード形式に入力いただき、データにて御提出いただけます。

- ア 横浜市ホームページ
トップページ > 都筑区 > 暮らし・総合 > 市民協働・学び > 協働・支援 > 自治会町内会 > 自治会町内会支援事業(各種補助金及び現況届等)
URL:https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/jitikaishien.html
- イ 都筑区連合町内会自治会ホームページ
URL:<https://tuzuki-kurenkai.net/index.html>

都筑区役所地域振興課地域振興係
Tel : 948-2231 Fax : 948-2239
tz-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

都筑区地域振興課長

都筑区地域防犯活動助成金について（お知らせ）

春暖の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、都筑区の防犯活動に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

都筑区では、自主防犯活動を実施する団体に対して「都筑区地域防犯活動助成金」（以下、「助成金」という。）を交付しています。

令和 6年度に助成金の交付を受けた場合及び令和 7年度に助成金の交付を希望する場合は、下記の申請書類を御提出くださいますようお願いいたします。

1 提出書類

（1）令和 6年度に助成金の交付を受けた場合

- ア 令和 6年度 地域防犯活動結果報告書（第 6号様式）
- イ 令和 6年度 地域防犯活動収支決算書（第 7号様式）

（2）令和 7年度に助成金の交付を希望する場合

- ア 令和 7年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書（第 1号様式）
 - イ 令和 7年度 地域防犯活動実施計画書（第 2号様式）
 - ウ 令和 7年度 地域防犯活動収支予算書（第 3号様式）
 - オ 青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車検査証（車検証）の写し（※）
 - カ 青色回転灯を使用したパトロール用車両の自動車税納税証明書の写し（※）
- ※ 青色回転灯を使用したパトロール用車両に対する助成を希望する場合に、台数分の提出をお願いします。

2 提出期限

R6実績報告書類・R7交付申請書類ともに：令和 7年 6月 30日(月)

※ 提出期限内に提出できない場合は、「3 提出先（連絡先）」まで御連絡ください。

「地域の防犯力向上緊急補助金」もご活用ください！

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組に対して緊急的に補助を行います。詳細はホームページからご確認ください。

（申請期間）令和 7年 4月 1日（火）から 10月 31日（金）まで

（補助率/ 補助上限）10分の 9 / 20万円

※上記の活用には補助要件を満たしている必要があります。



3 提出先（連絡先）

都筑区役所 地域振興課 地域振興係

都筑区茅ヶ崎中央3-2-1 電話：948-2234

メールアドレス：tz-chishin@city.yokohama.lg.jp

電子申請システム：「横浜市電子申請システム 都筑区防犯活動助成金」

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d93af43a-2d03-4faa-93c3-128cab065983/start>

（返信用封筒にて郵送、またはEメール・電子申請システムで御提出ください。窓口でもお受けします。）

4 送付書類

（1）手引き・記入例

- 都筑区地域防犯活動助成金の手引き
- 【記入例】令和6年度 報告関係書類（第6・7号様式関係）
- 【記入例】令和7年度 申請関係書類（第1～3号様式関係）

（2）各種様式

ア 令和6年度 報告関係書類

- 令和6年度 地域防犯活動結果報告書（第6号様式）
- 令和6年度 地域防犯活動収支決算書（第7号様式）

イ 令和7年度 申請関係書類

- 令和7年度 都筑区地域防犯活動助成金交付申請書（第1号様式）
- 令和7年度 地域防犯活動実施計画書（第2号様式）
- 令和7年度 地域防犯活動収支予算書（第3号様式）

5 その他

要綱・各種様式データは、3月下旬より次のwebページからダウンロードできます。

○横浜市トップページ > 都筑区 > くらし・手続き > 市民協働・学び > 協働・支援 > 自治会町内会 > 自治会町内会支援事業（各種補助金及び現況届等）

○都筑区連合町内会自治会 > 様式ダウンロード

※ 令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

都筑区地域振興課地域振興係

防犯担当

電話：948-2234

ファックス：948-2239

メール：tz-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 各位

都筑区総務課長

令和 7 年度「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和 7 年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。
つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

送付書類

- (1) 令和 7 年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和 7 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (3) 令和 6 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

【連絡事項】

◎従来から区地域振興課に提出していただいている、自治会町内会の予算・決算書類（事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書[※]）・団体の規約・口座振替依頼書を、町の防災組織活動費補助金の添付書類としても使用します。申請書、報告書と合わせて、上記の添付書類等が揃うことで受理となります。

※事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

◎区地域振興課に予算・決算書類を提出していない自治会町内会等の方は、別途、予算・決算書類等の提出が必要になります。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

※令和 7 年度町の防災組織活動費補助金は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

(裏面あり)

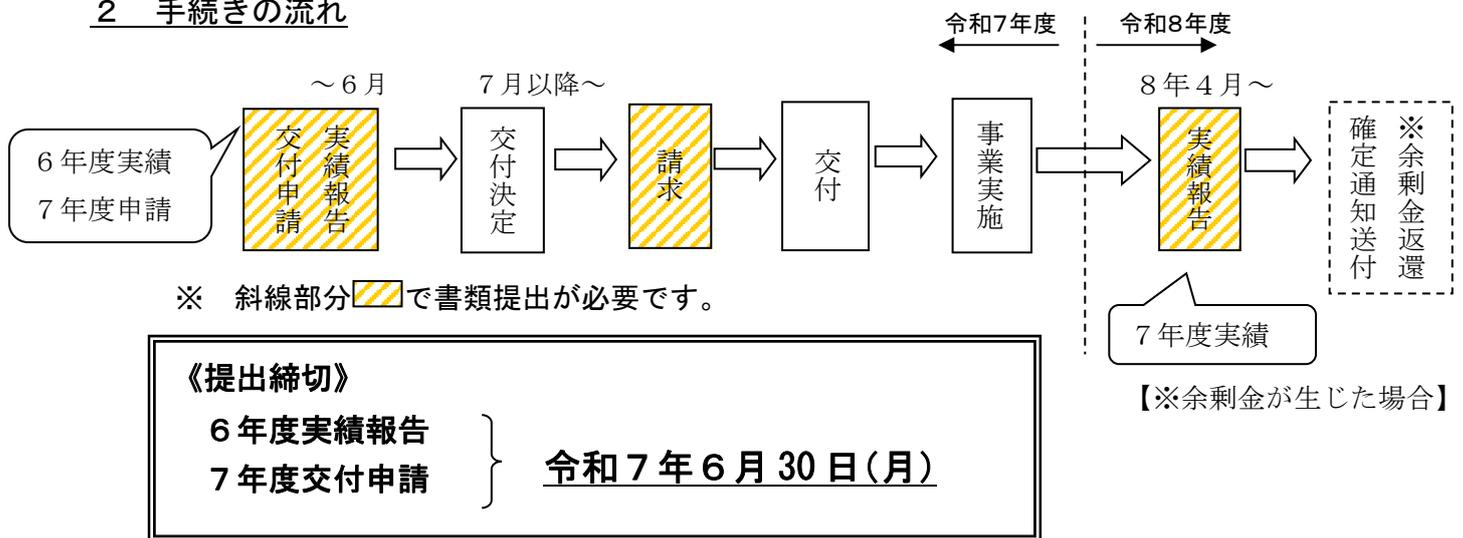
令和7年度「町の防災組織」活動支援事業について

日ごろから本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和7年度も引き続き、地域防災力の向上を図るため、「町の防災組織」
(自主防災組織)を結成している自治会町内会等の自主防災活動を推進いただくための
支援を行います。

1 事業概要

自治会町内会等が結成する「町の防災組織」が行う防災訓練や防災資機材の購入等にか
かる活動費について、1世帯あたり160円を上限として補助いたします。
(詳しくは、各自治会町内会に送付いたします手引きを御覧ください。)

2 手続きの流れ



3 提出先・提出方法

御持参・御郵送・Eメール・電子申請システム、いずれかの方法で都筑区役所総務課ま
で御提出ください。

4 書類作成にあたって

書類作成の際には、各自治会町内会に送付いたします「町の防災組織活動費補助金事務
の手引き」を御参考の上、御記入ください。

また、必ず最新の様式を御使用いただきますようお願いいたします。

担当：都筑区総務課 鮫嶋、井出

TEL 045-948-2212

FAX 045-948-2208



区連会 3月定例会説明資料
令和7年3月21日
都筑区福祉保健課

都筑区災害時要援護者支援事業補助金 令和6年度精算及び令和7年度申請のご案内について

都筑区では、災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」について、各地区の取組を支援するため、補助金を交付しております。

つきましては、令和6年度に交付した補助金の精算及び、令和7年度に事業を実施する地区からの補助金の申請手続きについてご案内いたします。

1 令和6年度補助金の精算について

令和6年度に補助金を申請した地区につきましては、次のとおり精算手続きをお願いいたします。

(1) 精算書提出期限

令和7年4月21日（月）

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 (tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp)

(3) 提出方法

Eメール、ご持参または郵送でご提出ください。

※不備等ございましたら、ご連絡させていただく場合があります。

(4) 提出書類

ア 都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書（第7号様式）

イ 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書（第8号様式）

ウ 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し

※ただし、1件の金額が10万円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができます。

2 令和7年度補助金の申請について

令和7年度の補助金を申請される地区につきましては、次のとおり申請手続きをお願いいたします。

(1) 申請書提出期限

令和7年6月30日（月）

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 (tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp)

(3) 提出書類

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業計画書（第2号様式）
- ウ 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書（第3号様式）
- エ 団体の規約、定款等（昨年度すでにご提出していただいている場合で、変更がなければ提出の必要はありません。）
- オ 団体の収支予算に関する書類

(4) 補助金交付決定後の手続き（提出書類）

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（補助金交付決定時に都筑区役所より発行）の写し
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第6号様式）

3 その他

提出に必要な各様式について、次ページ以降に添付しておりますのでご覧ください。
なお、区HPにWordデータを掲載していますので、適宜ダウンロードのうえご活用願
いします。



https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/tuzukisonae.html

問合せ先 : 福祉保健課事業企画担当

担 当 : 鈴野、西谷、中川

T E L : 948-2345

F A X : 948-2354

E m a i l : tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp

(第1号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所
団体名
会 長
(問い合わせ先) 担当者
電 話

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書

都筑区災害時要援護者支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額

¥ _____

2 添付書類

- (1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書 (第2号様式)
- (2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書 (第3号様式)
- (3) 団体の規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 団体の収支予算に関する書類

※この書類及び添付書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第2号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業計画書

1 事業の ねらい・目標	
2 今年度の 活動内容	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 要援護者の把握に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者の訪問に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する事務 <p>※当てはまる活動にチェックしてください。</p>
3 今年度の活動の 日程・内容の詳細	
4 備 考	

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第3号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書

収入合計 　　¥ _____

支出合計 　　¥ _____

1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※それぞれの説明の項目に具体的な内容を記入してください。

(第6号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所
団体名
会 長
(問い合わせ先) 担当者
電 話

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書

年 月 日都筑福第 号により決定通知のありました
都筑区災害時要援護者支援事業補助金を次のとおり請求します。

請求額 _____ 円

上記請求に係る補助金は、下記の口座に振込みをしてください。

金融機関名								支店
種 別	普通・当座	口座番号						
口座 名 義	フリガナ							
	氏 名							

※振込先が代表者以外の口座の場合は、下記の委任状欄も記入してください。

_____ 委任状 _____
委任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

私は下記の者を代理人と定め受領の権限を委任します。

受任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(第7号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所

団体名

会 長

(問い合わせ先) 担当者

電 話

都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書

年 月 日都筑福第 号で交付決定の通知を受けた、都筑区
災害時要援護者支援事業補助金の対象事業の実績について、関係書類を添えて
次のとおり報告します。

事業名（名称）	実施年月日	参加者数	主な内容等

(第8号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書

収入合計 〃 _____

支出合計 〃 _____

1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※ 1 件の支出が 10 万円以上の場合は、支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写しを添付してください。

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 6 月 23 日都筑福第 1226 号（区長決裁）

最近改正 令和 4 年 5 月 18 日都筑福第 119 号（区長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、「都筑区地域福祉保健計画」の基本理念と目標に基づき、高齢者や障害者など、災害時に避難が困難と予想される者（以下「要援護者」という。）に対して、地域の自主的な支援活動を行う団体に、その活動費の一部を補助することにより、地域の要援護者を含めた防災力強化や支えあいの仕組みづくりを行うこと（以下「災害時要援護者支援活動」という。）を目的とする。
- 2 都筑区災害時要援護者支援事業に関する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象）

- 第 2 条 補助対象は、都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取り組む団体とする。

（交付方法）

- 第 3 条 この要綱に基づく補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付基準）

- 第 4 条 第 2 条に掲げた団体に対する補助金は、当該団体が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の交付は、同一の団体に 1 会計年度あたり 1 回を限度とする。

（交付申請）

- 第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、原則、毎年 5 月の末日とする。ただし、都筑区長（以下「区長」という。）が必要と認める場合には提出期日を延長することができる。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする団体が提出する書類は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項の規定により必要とされる補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に関する書類とする。
 - (1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書（第2号様式）
 - (2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書（第3号様式）
 - (3) 申請団体の規約、定款その他これらに類する書類
 - (4) 申請団体の収支予算に関する書類

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容の審査を速やかに行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請団体が決定通知の交付を受けてから20日後の日とする。

（補助金交付の請求）

第9条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第6号様式）により行わなければならない。

（補助金交付時期の例外）

第10条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、

補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

(実績報告)

第 11 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けた団体が区長への報告に用いる書類は、都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書(第 7 号様式。以下「事業実績報告書」という。)を用いなければならない。

2 事業実績報告書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書(第 8 号様式)

(2) 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し。ただし、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができる。

(3) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金額確定通知書(第 9 号様式)により行うものとする。

(補助金額の返還)

第 13 条 補助金規則第 20 条第 2 項の規定による補助金の返還の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金返還請求書(第 10 号様式)により行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第 14 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(書類の閲覧)

第 15 条 補助金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民協働条例第 7 条の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

	補助金の交付を受けた団体	区長
閲覧場所	補助金の交付を受けた団体の事務所又は指定する場所	都筑区役所福祉保健課
閲覧時間	補助金の交付を受けた団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時00分まで。ただし、横浜市の休日定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第5条第2項、第3項に規定する書類及び交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第11条第1項及び第2項に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

2 閲覧の申出は、閲覧に供するものに閲覧票（第11号様式）を提出することにより行う。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定については、平成24年度以降に新規に申請を行った団体及び平成25年度末時点で未申請の団体のみ、平成26年度に限り、改正前の金額を上限とする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、決裁完了日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

(別表)
 交付基準 (第4条関係)

補助対象	補助対象経費	「災害時要援護者情報の提供に関する協定」に基づく都筑区からの要援護者情報の提供	補助限度額
都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取り組む団体	(1)要援護者の把握活動に関する経費 (2)要援護者の訪問活動に必要な経費	あり(情報共有方式による要援護者名簿の提供)	15万円
	(3)要援護者の安否確認や避難誘導を目的とした訓練等に関する経費	あり(同意方式による要援護者名簿の提供)	10万円
	(4)広報などの事業実施に関する経費 (5)その他区長が特に必要と認めた経費	なし	7万円

各地区連合町内会自治会 会長 様

日本赤十字社 神奈川県支部
横浜市地区本部 都筑区地区委員会
参与 小野 広久
(都筑区社会福祉協議会 事務局長)

令和7年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、例年5月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和7年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。

次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申しあげます。

- 1 依頼事項 次の(1)(2)(3)の書類を各自治会町内会長様あてに送付いたしますので、(2)「**令和7年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票**」のご提出をお願いいたします。
 - (1) 調査依頼文
 - (2) 令和7年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票
 - (3) 日本赤十字社会費募集の流れと使いみち

**令和7年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材の数が
令和6年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。
なお、ご提出のない場合は、昨年度と同数分の資材を昨年度と同様
の送付先へお送りさせていただきますのでご了承ください。**

- 2 提出先 日本赤十字社 都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）
- 3 提出期限 **令和7年4月18日（金）**

※FAXまたはメールによる調査票のご返送、もしくは二次元コードよりフォームで
ご回答いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

日本赤十字社 都筑区地区委員会
(横浜市都筑区社会福祉協議会内)
担当：鮎澤 浅賀
TEL：943-4058
FAX：943-1863
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

自治会町内会 会長 様

日本赤十字社 神奈川県支部
横浜市地区本部 都筑区地区委員会
参与 小野 広久
(都筑区社会福祉協議会 事務局長)

令和7年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より赤十字事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年5月以降を中心として、地域のみなさまのご協力により日本赤十字社会費募集運動を実施しておりますが、令和7年度の実施にあたり、別紙のとおり必要資材の調査をさせていただきます。

次の依頼事項についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 依頼事項 「令和7年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票」の提出
※ 令和6年度と同数の場合でもご提出をお願いいたします。
※ なお、ご提出のない場合は、昨年度と同様の送付先に昨年度と同数分の資材をお送りさせていただきますのでご了承ください。
- 2 提出先 日本赤十字社 都筑区地区委員会（都筑区社会福祉協議会内）
- 3 提出期限 **令和7年4月18日（金）**
※FAXまたはメールによる調査票のご返送、もしくは二次元コードよりフォームでご回答いただきますようお願いいたします。
なお、ご提出が遅れる場合にはご相談ください。
- 4 添付書類 ・ 令和7年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票
・ 日本赤十字社会費募集の流れと使いみち
- 5 その他 ・ **Eメールでご提出していただく場合には、メール本文に必要事項を記載いただくか、調査票の写真を添付し、ご回答をお願いします。**
・ 調査票のデータが必要な場合は、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

※必要資材の発送につきましては、**5月下旬頃**を予定しております。

【お問い合わせ先】
日本赤十字社 都筑区地区委員会
(横浜市都筑区社会福祉協議会内)
担 当：鮎澤 浅賀
TEL：943-4058
FAX：943-1863
メール：info@tuzuki-shakyo.jp

見本

FAX:943-1863 メール:info@tuzuki-shakyo.jp
日本赤十字社 都筑区地区委員会(都筑区社会福祉協議会)鮎澤 浅賀 行

令和7年度日本赤十字社会費募集運動用 必要資材調査票

こちらの二次元
コードからも→
回答できます。



《番号》 《自治会名》

(1)資材調査について

令和7年度日本赤十字社会費募集運動に必要な資材数が、令和6年度発送資材数と変更がない場合でも、必要数をご記入のうえご提出ください。

①封筒	②チラシ	③受領証(1冊10名分)
必要・不要	必要・不要	必要・不要
枚	枚	冊
〔令和6年度発送資材数 《封筒数》枚〕	〔令和6年度発送資材数 《チラシ数》枚〕	〔令和6年度発送資材数 《受領証数》冊〕

④広報冊子は班数、⑤ポスターは掲示板数、各自治会さまへ送付させていただきます。

④⑤が不要の場合はご連絡ください。

⑥総会資料⑦依頼文⑧農協振込依頼書⑨手引き⑩委嘱状⑪表彰対象者名簿は各1部

(2)資材の送付先について

下記に送付先をご記入ください

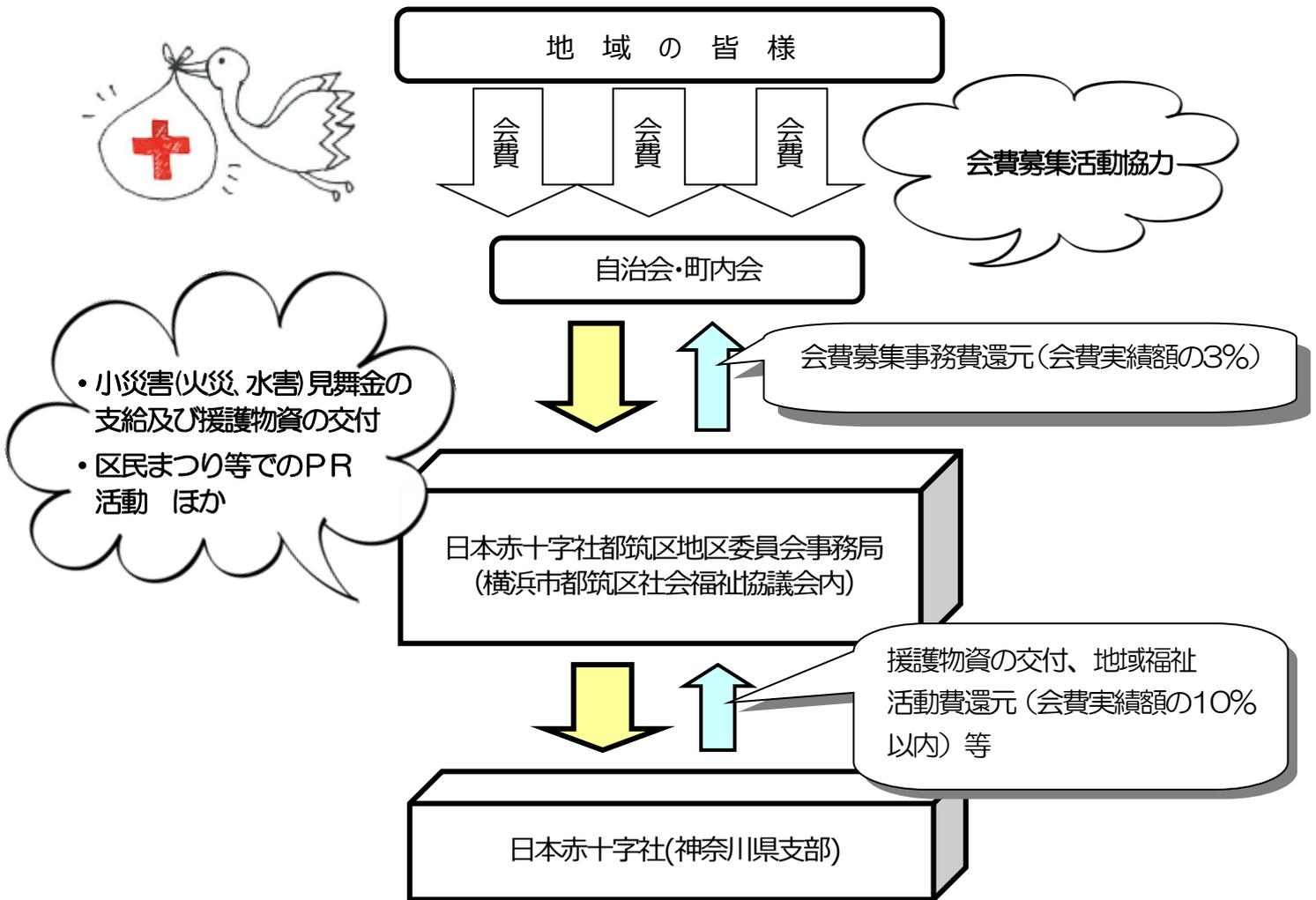
※資材は令和7年5月下旬頃発送いたします。

送付先 資材	住所	〒224- 横浜市都筑区		
	氏名	TEL	()	
		FAX	()	・同上

(3)記入者氏名: _____ (役職: _____) 電話番号: _____

令和7年4月18日(金)までにご返送いただきますようお願いいたします。

赤十字会費の流れと使いみち



◆災害救護活動◆

今後起こると予測される災害に備え、医療救護班等の教育訓練や各種救護資機材の整備に活用されます。

◆救急法、家庭看護法等の講習◆

一人でも多くの方の尊い命を守るために、救急法などの各種講習会の普及に活用されます。

◆国際活動◆

赤十字は、国際的なネットワークを活かし、共通の理念のもとに国境を越えて人道的な活動を行っています。

赤十字では、これらの活動の他に、医療事業、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字事業、福祉事業など、地域に根ざしたさまざまな活動を展開しています。



区連会 3 月定例会説明資料

令和 7 年 3 月 21 日

都筑保護司会

令和 7 年 3 月 吉日

各自治会町内会長 様

都 筑 保 護 司 会

会長 加 藤 恒 雄

都筑区更生保護女性会

会長 澤 由 美 子

都筑保護司会広報紙「更生保護つづき」回覧について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より更生保護活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「更生保護つづき」第 19 号を発行いたしましたので、班回覧へのご協力をお願いいたします。

なお、広報紙は各班数でお入れしておりますが、過不足などがありましたら、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

ご多忙の折、お手数おかけして申し訳ありませんが、よろしくお願い申し上げます。

事務局：都筑区社会福祉協議会

電話：943-4058

事務担当 浅賀・山本

令和6年度都筑保護司会・ 都筑区更生保護女性会合同施設見学会

残暑の続く令和6年9月12日、表記施設見学会として千葉県の八街少年院にて研修を実施しました。

昭和24年創設の歴史ある同院は、主に関東甲信越静岡の各家庭裁判所において第1種および第5種少年院送致決定を受けた少年を対象とする矯正施設です。

落花生畑と雑木林が続く八街市郊外のひなびた風景の中に、特徴的な三角屋根を持つ管理棟や寮舎、実習教室、体育施設などがサファリパークを思わせる高いフェンスに囲まれる形で立ち並んでおり、定員150名とされるその戒護区域内には、現在50名の少年が更生を目的とした生活を送っているとのこと。同施設内で「生徒」と呼ばれている少年たちは、社会への適用度合いによってA1、A2の2グループに類別され、それぞれ異なった指導が実施されています。

その生徒たちが日課に励む中、係官の方の説明を受けながら居住区の食堂や寝室(個室ならびに雑居部屋)、浴室、更には木工場や陶芸、鉄鋼などの作業場を見学させていただきました。院内生活において、これら実習施設や同じ施設内に設けられている農園での作業によって彼らの働く意欲を高めさせ、その技術や作業機械の取り扱いについての知識と技能の習得を目指しているとのことでした。

一方で健全な心身を養うための体育指導として、筋トレやランニングが随時おこなわれている他、週1回2時間の剣道も取り入れられていまし



た。なお敷地内にはプールも設置されていますが、近年の猛暑による熱中症の危険性から、水泳トレーニングの機会は減少傾向にあるのだとか。

また同院では集団行動訓練や特定生活指導(暴力や薬物、性非行などの防止指導や被害者の視点を取り入れた教育など)といった一般的な処遇に加えて、生徒たちの自尊感情を高めさせて肯定的な思考や態度を身につけさせるべく、保護犬を用いた動物介在活動をプログラム*(GMaC)が実施されている点も特徴的でした。

こうした11ヶ月にわたる更生プログラムの中で生徒たちは、その進捗レベルによって入院当初に付与された「3級」から「2級」へ、そして「1級」へと概ね3ヶ月毎のペースで順次進級してゆく生活を続けており、特に当人たちの更生への意識を高めるべく、講堂に生徒全員を集めた形での進級式が月2回(1日と16日)取り行われているそうです。

加えて社会貢献活動としては、生徒らが製作した水害対策用の土嚢2200コを八街市に提供した実績があり、これは市の年間使用量の4割に相当するとのことでした。

なお院内通路には生徒たちの手による絵画や詩歌、工作物などが展示されており、特に印象的だった作品を紹介して本稿を閉じたいと思います。

「ごめんなさいがいなくて」

ごめんなさい

その一言が言えなくて
多くの人を不幸にした

ごめんなさい

その一言が言えなくて
自分をこんなに不幸にした

ごめんなさい

その一言が言えなくて
後悔だけが残った

ごめんなさい

心からその一言が言えたなら
俺は今ごろ何をしていたらう

*GMaCとは、Give Me a Chance(チャンスを僕に)

社会を明るくする運動懇話会 及び都筑保護司会・都筑区更生保護女性会合同研修会

令和6年7月29日、かけはし都筑にて表記懇話会及び合同研修会がおこなわれました。

まず「社会を明るくする運動懇話会」では中学生2名によるテーマ作文が発表されました。

続く「合同研修会」では下山幸男・都筑警察署長を講師としてお招きし「都筑区内の犯罪の現状について」をテーマとした講演を拝聴しました。(以下要約)

当区内の犯罪発生件数は令和4年の600件に対して令和5年は800件に増加していて、新型コロナウイルスに対する行動制限以前の状況に戻りつつあることが如実に読み取れるとのことでした。ちなみにこの800件中、最上位の約200件を占めるのが自転車盗難(その70%が鍵を掛け忘れたことに起因)で、これは将来的に治安悪化へと繋がる「犯罪の入口」となり得る行為であるため、決して軽視できない事案とされます。このため都筑警察署でも、防犯チラシの配布や駐輪場管理者に対する注意喚起などの啓蒙活動を積極的に実施しています。

また近年著しく社会問題化している特殊詐欺に関しては、区内で既に本年度内で被害者17名、被害総額2,700万円が報じられており、これ

は前年度と件数的には同ペースながら被害金額的には半減しているとされます。こうした詐欺犯罪の種別に関しては、従来の成りすまし型(オレオレ詐欺)に替わって、架空請求詐欺やSNS型投資詐欺が大きく増加傾向にあるとのことでした。

なお110番通報並びに署への直接通報の件数は1日当たり平均70件とされ、そのうち実際の出動件数は33件程度となるそうです。

こうした犯罪を防ぐためにも、安心・安全の基本としての「人同士の関係」がより一層、重要性を帯びてくるのが痛感されます。



令和6年 区民まつり



“社会を明るくする運動” アピール

かけはし都筑での中学生による テーマ作文



その時、僕は、初めて「犯罪を行ってしまった人」が必ずしも人に辛い思いをさせようと思ってやっているわけではないことを知りました。

僕は約一ヶ月前、テレビで、非行に走ってしまった少年たちを支える家庭について知りました。そして、その少年たちの多くは、家庭環境が複雑であるということについても、知りました。

少年たちは、カップ麺を一日一杯など、食事を十分にとれていない状態でした。そんな、少年たちを主に支える家庭のおばあさんは、「ばっちゃん」と呼ばれ親しまれながら、料理をふるまっているそうです。おばあさんの温かい料理を食べて、すぐに心を開く少年もいれば、心を開くのに時間がかかる少年もいるそうです。そのなかでおばあさんは、いつか心を開けるように、毎日ご飯をふるまっているそうです。

この話を知って、僕は、「家庭環境が複雑な子どもは、まだまだ世界にたくさんいるのではないか」と思いました。そして、今もたくさんの国が戦争や紛争を続けている中で、これらの国の子どもたちは、今どうなっているのか、と同時に、疑問も持ちはじめました。真っ先に頭に浮かんだのは、戦争でお父さんが出兵して、一番お金を稼いでいた人がいなくなってしまったために、貧困状態におちいり、食事さえもとれなくなってしまった人の姿です。

僕はこのような、満足に食事もとれない子どもたちが、必死に、生きる為に盗みをおかしてしまったケースがたくさんあると考えます。そのた

め、犯罪のない社会を実現するためには、次の三つのことをする必要があると、考えます。

一つ目は、知ること。今、犯罪がどんな理由で行われてしまっているのか、犯罪の件数の推移など、現状を知ることにより、犯罪についての理解を深め、問題点を見出ししていくことが大切だと思います。

二つ目は、行動することです。見出した問題点の解決に向けた実行に加え、私は「話しかけること」と「支えること」が大切だと思っています。犯罪を犯してしまった人だって人間です。そのため、コミュニケーションを取り、その人が生活しやすいようにしたり、インターネットで誹謗中傷を受けていたりしたら、状況に応じて支えたりしていくことも大切だと思います。

三つ目は、広めることです。先程話した三つの大切なことは、一人では絶対にできません。犯罪を犯してしまった人の家族にも協力をしてもらい、輪を広げていくのが大切です。

これらの三つのアクションを起こすことによって、犯罪を行ってしまった人が反省し、社会復帰できる基盤をつくっていく。そして、これから犯罪に手を染めてしまう人を減らすために、人類全員が、衣食住という生きるために受けなければならないものを受けられるようにする。これらが、明るい社会を作るためのカギだと、僕は思っています。

そして、そのカギには、確かに書いてありました。「SDGs」と。



人との関わりを大切に

横浜市立中川中学校 一年
吉 沢 凜



犯罪予防。この言葉を聞いたときに少なからず、防犯カメラや監視カメラの取り付けのようになにかを準備しなきゃと思う人もいるだろうし、人通りの少ない道を通らない。など生活の一部をなにか変えなきゃと思う人もいると思います。ですがひとりひとりが同じ考えとは限りません。人によって犯罪予防は異なります。たくさんある犯罪予防のなかでも私が特に大切だと思うのは、普段のあいさつや会話です。こう考え始めたのはつい最近のある一つのニュースからでした。

私が最近家でスマホをいじっているときに、五輪代表になっていた十九歳の体操選手が喫煙や飲酒をしていたことが発覚して、五輪代表を辞退したというニュースを見ました。後日スマホを見るとその体操選手が喫煙や飲酒をした理由が「プレッシャーを抱えていた」ということが明かされ、世間的には「自業自得」という声が多々あった中、父が「これはやってしまった彼女にも責任はあるけど、プレッシャーを抱えているということ相談できるほど信頼できる人がいなかったことに気づいていなかった周りの大人達にも責任がある。」と言いました。それを聞いて私は、普段から信頼をおけるようにたくさんあいさつをすればいいのではないかと考えました。そう考えたのは私にも似たような経験があったからです。

小学校六年生の卒業まで残り一ヶ月というときに、私はクラスの五人ぐらいの男の子たちに避けられはじめました。一週間たった頃には私に聞こえるぐらいの声で悪口を言われるようになりました。この頃の私は、このことをあまり大事にしていなかったのが誰にも話さず一人で抱え込んでいました。それから数日たったある日、私は仲の良い友達やクラスメイトと何気ないことを話している楽しい日々を思い出し、勇気を出して友達に、

悪口を言われていること。言われている悪口はどんなものかというのをすべて伝えました。話していると辛かったことも、悲しかったことも心の中から抜けて気持ちが楽になり、友達に話をしたから不登校にもならず、相手に強くあたろうとしていたこともなくなりました。今、このことを考えてみると気持ちが楽になった原点は、普段から友達と笑い合えるような会話をしていたからだと思っています。あいさつをすることも普段からたくさん会話をすると同じで、信頼できるようにするために大切なことです。

人があいさつをするのは相手に自分を認識してもらいたい。相手と親しい仲になりたい。などと思っているからだとは私は考えています。あいさつを続けていくと少しずつ仲が深まり、やがて信頼し合える仲になることがあります。私の学校では毎週水曜日にG-dayと言われるあいさつ運動があります。個人的にこの活動は、相手と親しい仲になりたいという思いや、相手に認識してもらいたいなどの理由ではなく、元気がない人に元気を与えたり、あいさつをすることの必要性を伝えるなどの意味があり、行われていると思います。なのであいさつは相手から信頼されるきっかけになり、相手を励ましたりすることもできます。

このように、あいさつや会話にはたくさんの意味があり、犯罪予防になる部分があります。近所のスーパーにも「万引きを止める一言『こんにちは』」と書かれたポスターが貼ってあり、そこからもあいさつはやはり大切なものなんだと認識させられました。様々な人にあいさつをしたり、何気ないことでも話をする。などと人とコミュニケーションをとることを大切にして生活する人が増えたら少しずつ、社会が明るくなると信じています。



6月10日 都筑区更生保護女性会研修会

「3.11を体験して～いざという時のこころ構え」と題して石巻市で被災された山下三和子さんが、映像と共に語ってくださいました。

当時から更生保護女性会会員として活動され、震災で全てを失いながら強調されたのは、近所の声掛けと結びつきです。「人命が第一。物はしゃんなげ」と。

一時は悲観的になったこともありましたが「更生女の役に助けられた」と感謝の念が。役は自分の

ためと、現在も更生保護女性会会員として、子供の見守り活動をされており、つるし雛作りの講師としても活躍されています。

この映像と語りに涙した人も多くいました。千年に一度と言われる災害の前には為す術もない事が、語りの中から伝わりました。



麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

薬物をルールや法律から逸脱した目的や方法で用いることを薬物乱用と呼び、特に覚醒剤、麻薬などの違法薬物は1回使用しただけでも乱用に当たります。

我々の脳や身体は薬物乱用によって強いダメージを受け易く、記憶や思考の障害を始め、運動能力の失調や内臓の機能障害、幻覚・妄想を見たり感情がコントロール出来なくなるなど、身体にも心にも様々な悪影響をもたらされます。

乱用を繰り返して薬物依存になると今度は薬物への耐性が強まるため、使用量や使用回数が増加する悪循環に陥ってしまい、自分の意思だけでそこから抜け出すことは非常に困難です。

やがては不安や被害妄想などの症状が現れるようになり、傷害事件や交通事故に繋がるほか、薬物入手のための無理な借金や窃盗事件、売春、恐

喝などに手を染める原因ともなって行きます。そしてそれは家庭や友人といった大切な人々を傷つけ、悲しませる結果まで見ることにものなるのです。

ちょっとした好奇心から安易に手を出したことで、依存状態から抜け出せなくなった薬物乱用者のケースは非常に多く、その背景には薬物の危険性・有害性や精神依存症に関する当人たちの知識不足に加えて、薬物取引を資金源とする暴力団や密売組織による言葉巧みな勧誘が存在しています。

薬物乱用を防止するためには、その危険性は「常に自分の直ぐ身近にもある」との警戒感を持ってこれを他人事とは考えず、また誘われてもハッキリと断る勇気を持つこと、そして一人で悩まずに友人や家族、関係窓口機関に相談することが大事だと云えるでしょう。

大麻の濫用による影響

大麻の有害性



大麻を長く使い続ける影響

知覚の変化

時間や空間の感覚がゆがむ

学習能力の低下

短期記憶が妨げられる

運動失調

瞬時の反応が遅れる

精神障害

統合失調症やうつ病を発症しやすくなる

IQ(知能指数)の低下

短期・長期記憶や情報処理速度が下がる

薬物依存

大麻への欲求が抑えられなくなる

(注) 麻には、亜麻(リネン)、苧麻(ラミー)、黄麻(ジュート)、洋麻(ケナフ)、マニラ麻、サイザル麻などたくさんの種類がありますが、これらは大麻とはまったく別の種類の植物です。このうち、衣料に広く使用されるのは亜麻、苧麻であり、麻袋などに使用されるのは黄麻、洋麻等です。

定例研修

更生保護法等の一部改正について

令和4年6月の「刑法等の一部を改正する法律」の成立・公布に伴い、更生保護においても「更生保護法」や「更生保護事業法」の一部が改正されました。これは現今の再犯防止施策が着実に成果を上げつつある中で、安心・安全な社会を実現するのは、より一層の対策が必要であるとの判断を背景にしたものです。

そのポイントとなる施策が、

- ①刑事手続きの入口から出口(地域)までのシームレスな支援の推進による息の長い支援。
- ②地域社会に開かれた更生保護活動の展開。
- ③犯罪被害者等の思いに答える更生保護の実現。

の三本柱です。

これに伴って私たちが携わる更生保護活動は、今まで以上に「地域社会に貢献し」且つ「地域社会に頼られる」存在であることを求められることとなります。

なお改正後の更生保護等については2回に分けての施行が決定しており、前期施行分は令和5年12月1日、後期施行分は令和7年6月1日に施行の予定です。またこれと平行して令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が策定されていて、こちらは令和9年度までの推進が予定されています。

都筑保護司会・都筑区更生保護女性会合同研修会 その2

本年1月17日、かけはし都筑にて前東京都中野区区議会議員・近藤さえ子さん(途切れない支援を被害者と考える会代表、新あすの会会員、にじの会副代表、被害者が創る条例研究会会員)を講師にお招きして「犯罪被害者遺族の思いを聞く」と題する公演を、またこれを補足する形で横浜保護観察所の辰巳尚子担当官より「更生保護における犯罪被害者等の支援～わたしたちにできること～」を主題とした講演がおこなわれました。

これまで実施されてきた加害者への手厚い人権保護や更生支援に比べて、被害者やその遺族が蔑

ろにされがちとなっている法制度の問題点について改めて知ることも多く、大変有意義な研修となりました。



第2回 更生保護販売会 ※第3回更生保護販売会は令和8年2月28日(土)の予定です。



受賞者名簿

第75回 神奈川県更生保護大会(令和6年度)

【保護司】

全国保護司連盟理事長表彰 [家族功労者]

加藤 光代

関東地方更生保護委員会委員長表彰

池田 勝則 橘 勝也
日野 正胤

関東地方保護司連盟会長表彰

中村 広人

横浜保護観察所長表彰

石川 秀一 小森 秀一

神奈川県保護司会連合会長表彰

唐戸 洋子 古賀久美子
清水 力

【更生保護女性会員】

関東地方更生保護委員会委員長感謝状

澤 由美子

関東地方更生保護女性連盟会長表彰

唐戸 洋子

横浜保護観察所長感謝状

舟木 公子 大槻 文
早田 和代

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

岸 利恵子 小林 羊子
三徳 薫 本多 敬子

【“社会を明るくする運動” 民間協力者】

横浜保護観察所長感謝状

角田 昇

横浜市保護司会協議会会長表彰

唐戸 洋子 古賀久美子
清水 力

【更生保護女性会】

横浜市長感謝状

岡庭 みち子 吉原 潤子

横浜市会議長感謝状

對馬千香子

横浜市更生保護女性連盟会長表彰

山下三和子 佐藤 一恵
山田 香澄 増田 澄子
吉川恵美子

新任保護司

ご活躍を祈念いたします。

◆令和6年4月1日付

豊田 眞彰 保護司

退任保護司

永年に渡る御尽力に感謝いたします。

◆令和6年7月31日付

高橋 成治郎 保護司

◆令和6年9月30日付

小泉 光秋 保護司

第72回 横浜市更生保護大会(令和6年度)

【保護司】

横浜市長感謝状

鈴木 聡司

横浜市会議長感謝状

小泉 光秋

◆◆ 編集後記 ◆◆

広報委員

吉田 勅和 山田 妙子 真野 道子 平塚 愛乃 對馬 千香子 鈴木 聡司 唐戸 洋子

更生保護だより「つづき」第19号をお届けします。さらなるご支援をお願い致します。

あなたの“身近”な地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、地域住民に最も身近な社協として、地域の方々が「自分たちのまちは自分たちでよくしよう」という気持ちで組織された任意の団体です。今回は2地区をご紹介します！

佐江戸加賀原 三世代交流会

佐江戸加賀原地区では、子どもからお年寄りまで三世代にわたる地域の方々が交流するイベントとして夏と冬の年2回「三世代交流会」を開催しています。



夏は「花火であそぼう」と銘うち、多くの家族が佐江戸おちあい公園に集い、水入りバケツとろうそくを囲んで手持ち花火をみんなで楽しむ会を行っています。冬はお餅つきを中心にポップコーンや綿菓子などの模擬店やむかし遊びの達人であるお年寄りが子どもたちに伝承遊びを教える楽しいコーナーもあります。

地域の大人と一緒に役割りを担いボランティア体験をする地区内の都田中学校・川和中学校の生徒さんも活躍しています。



渋沢 外あそびいくねむのき公園であそぼう!



渋沢地区社協の支援活動のひとつに、外あそびいく=ねむのき公園であそぼう!があります。

「松寿会（渋沢地区の老人クラブ）」と協力して「外あそびいく=荏田南・東近隣エリア子育てネットワーク主催」が行われ、年一回、昨年は、11月27日に開催されました。子育て真っ最中の方が、お子様と一緒に誰でも参加できます。

当日は、主催者をはじめとして20数名の協力で、公園に大きなブルーシートを敷いて、その中でぬり絵や折り紙、ゴム風船づくり等子ども同士はもちろん、ママ同士の会話ははずみました。焼き芋と、わた菓子の機械も登場し場を盛り上げ、帰りにはジュースやお菓子のお土産もありました。子育て中の方と地域の支援者とのネットワークができる良い機会になったと思います。

今年も開催する予定です。ぜひ遊びに来てください!!

都筑区社協だより

<https://www.tuzuki-shakyo.jp>

しゅんらん

No.69
令和7年3月発行

都筑区社協は「あなたと街のかけはし」になります

しゅんらんは、この地にたくさん自生し、春には甘い香りのするかわいい花をつけ、子どもの遊び友だちだったそうです。このようにやさしい福祉の町ができたならこの名前をつけました。



地域 VOICE

しゅんらんは、書かれている通りこの地域の山にたくさん自生していました。花の形から、「じじばば」など子供のころよんでいた記憶があります。最近は見かけなくなりましたが、茅ヶ崎公園の中にはいくつか自生しているのを見つけ安心と、懐かしく感じました。私の庭先には、花屋さんから買ってきた鉢植えがありますが、自然の中が一番似合う花ですね。



「ふ・く・し」は、ふだんのくらしのしあわせ 都筑区社協では福祉教育の相談受付、コーディネートを行っています



福祉教育では、児童・生徒や地域住民、企業のみなさまを対象として、自分たちのまちに暮らすさまざまな人の生活や、それを支える地域の人々、しくみなどを知り、地域や福祉への関心が高まるように福祉の啓発活動を行っています。

今年度は小・中学校向けに、具体的にどんな内容の福祉教育ができるのかイメージできるような一覧表を作成しました。令和5年度は3件だった福祉教育の依頼が、令和6年度は15件のご相談をいただきました。



南山田小学校での福祉教育 講師:プレーメン、富田 豊氏



福祉教育ご相談方法はこちらからご確認ください。

障害者と地域の共生フェスタ 12月3日(火)～7日(土)に実施!

毎年恒例の作品展示、都筑区障害福祉分科会加入団体のパネル展の他、都筑区障害者事業所ネットワーク「てつなぎつづき」に所属する事業所の製品販売を行いました。

12月3日(土)には都筑野菜の販売や、ポツチャコーナーでの体験を実施しました。また、都筑区制30周年を記念し、金澤翔子さんが書いた書「都筑愛」の展示も実施し、障害理解の啓発を行いました。



金澤翔子さんの書の展示



都筑野菜販売の様子

他にも「5年後、都筑区がどんな街になってほしいか」のアンケートを取りました。一部抜粋

障害のあるなしに関わらず一緒に語らえる 楽しく過ごせる街!!	コロナでなくなっちゃったイベントなど復活してほしい。	5年後も子どもたちでにぎわう都筑区であってほしい!	もっとおまつりがふえてほしい。
みんなが笑顔でいられる街 だったらいいな♪	のんびりお酒が飲めて すてきな音楽が流れている街	ちょこっと一休みできる公園カフェがあったら ババママ、子ども達がのびのびできるかなと思います。	みんなが平和で緑がゆたかな街空を飛べるまち

←会場内にアンケートボードを掲示しました。

都筑区社協だより しゅんらん No.69 令和7年3月発行

編集・発行 ● 社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会
〒224-0006 横浜市都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内
TEL:045-943-4058 FAX:045-943-1863 MAIL:info@tuzuki-shakyo.jp



「社会福祉協議会」は、社会福祉法に定められた地域福祉の推進を図ることを目的に組織された民間団体で、その目的にそった事業を展開し、みなさまの地域福祉活動の支援をしています。
この広報紙は共同募金配分金で発行しています。

学校での福祉教育の一環として社会福祉協議会に興味を持ってくれたクラスでは、社会福祉協議会がどこかを知り、都筑区社協に来てくれました。都筑区社協職員の説明を聞いて、自分たちにできることはないかと考えてくれました。また、社会福祉大会でお祝いの発表をしていただくなど、新しいつながりもできました。



都筑区社協があるかけはし都筑に来てくれた様子



社会福祉大会当日の様子 社会福祉大会の詳細は次ページ→

第29回都筑区社会福祉大会にて表彰式が開催されました

令和7年2月7日(金)都筑区役所6階大会議室にて「第29回都筑区社会福祉大会」を執り行いました。この大会は日頃より、福祉活動やボランティア活動に取り組み、功労のあった方へ感謝をお伝えするものです。

当日は、受賞者、来賓、主催等111名の皆様にご出席いただき、受賞される皆様に表彰状と感謝状、記念品をお渡しいたしました。受賞式に先立ち、茅ヶ崎小学校5年5組の皆さんのお祝いセレモニーがあり、会場はあたたかな空気の中で始まりました。受賞者を代表して、中村様からは「長年にわたり、子育てしながら地域の中で様々な思いを寄せながらこれまで活動してきたこと」お話しいただきました。

【民生委員・児童委員】 長澤 淳

【保護司・更生保護女性会員】 志村 陽一

【連合自治会・町内会長、単位自治会・町内会長】 【地区社会福祉協議会 役員】

横手 美枝子 / 松澤 宏 / 本多 敬子 中村 けい子 / 藤巻 孝司

【ボランティア等自主活動関係者(個人)】

齋藤 幸子 / 荒木 香代子 / 眞壁 由佳莉 / 笈 那智 / 菊山 和子
玉川 和義 / 宮本 くみ子 / 佐藤 恵美子 / 勇内 美千代 / 匿名2名

【ボランティア等自主活動関係者(団体)】 【善意銀行寄付者】

栄孝会 ヤマザキ製パン従業員組合神奈川支部



受賞者のみなさま



受賞代表の中村けい子さん

共同募金運動へのご協力ありがとうございました

自治会町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体、企業・学校・施設の皆様以外からも、多くのご協力をいただきましたのでご紹介します。

区内14郵便局 / 区内6地域ケアプラザ / 横浜あゆみ荘 / 都筑センター / 都筑区役所
都筑警察署 / 南山田小学校 / 荏田南中学校 / 中川西中学校 / 都田中学校
ボッシュマネージャーズ / 田代ビル(株) / (株)東屋豆腐店 / (株)神港商会 / アリス薬局 / (株)緑創イーグルスゴルフ
(株)美濃屋あられ / 相互電機(株) / 小泉木材(株) / (宗)真照寺 / (有)サンケイ自動車 / (有)大新 / (株)北都サービス
(株)紀陽商会 / (有)マルコ商事 / フォルム(株) / (株)中越工業 / (有)ふじみつる商事 / 富光企業(株) ※順不同・敬称略

令和7年1月15日時点での募金額は
赤い羽根募金 7,305,451円
年末すけあい募金 6,439,669円
でした。

横浜ビー・コルセアーズ「赤い羽根共同募金イベントDay」11月10日(日)開催



区民Dayでの募金活動の様子

今年度も横浜ビー・コルセアーズ 区民Dayにお伺いさせていただき、募金活動を行いました。当日は、日本ボーイスカウト横浜第132団ボーイ隊様にご協力いただき、募金活動を実施しました。募金額に応じて、横浜ビー・コルセアーズ様と神奈川県共同募金会都筑区支会とのオリジナルコラボグッズをお渡しさせていただきました。試合前2時間で、85,892円のご協力をいただくことができました。

コラボグッズは区社協窓口でも募金額に応じて配布しておりますので、ご希望の方はお問い合わせください。

オリジナルコラボグッズ

- ① 100円以上…シール(コルス君)
- ② 500円以上…A4クリアファイル(選手写真入り)



シール(コルス君)

A4クリアファイル

善意銀行へご寄付いただいた皆さま ありがとうございます

善意銀行とは、区民の皆さまからお預かりした善意の寄付金を障害当事者団体やボランティア団体などへ配分する事業です。

●金銭寄付●

杉田 文江 / 村田 輝雄 / ボーイスカウト横浜第132団育成会 / 横浜都筑ロータリークラブ / ミライフ(株) 横浜店
イトーヨーカドーららぽーと横浜支部 / 京セラ(株) 横浜事業所 社員一同 / 京セラ(株) 横浜事業所
京セラ労働組合 横浜支部 / ヤマザキ製パン従業員組合 神奈川支部

●物品寄付●

月岡 友子 / 緑ヶ丘自治会 / (株)マルハン 都筑店 / (株)悠輝 ドキわくランド北山田店 / (株)阪急阪神百貨店 都筑阪急
イケア・ジャパン(株) IKEA港北 / (公社)緑法人会 女性部 / 匿名13件

令和6年6月1日~12月31日(敬称略・順不同)



個人の方からの寄付(手作り製品)



阪急阪神百貨店 都筑阪急様



ヤマザキ製パン従業員組合 神奈川支部様

令和6年度 第2回 「食のお渡し会」実施報告



お渡し会当日の様子



各世帯にお渡しした食料品セット(例)



お渡し会当日の様子

都筑区在住の18歳以下のお子さんと同居している食にお困りの世帯50世帯計180名のみなさまに食料品、日用品等の配分を行いました。お渡しをした食料品・日用品は、都筑区内の住民や団体、企業から集まった寄付品をお渡ししました。寄付して下さったみなさまや周知の協力、当日の支援をして下さったみなさまありがとうございました。

フードドライブ 22件のご寄付 (順不同・敬称略)

小野 良 / 唐戸 洋子 / 木村 博子 / 齋藤 隆夫 / 志田 政明 / 本多 敬子 / 村田 輝雄 / 村田 幸夫 / 森 悦子
生きいきファーム / 勝田茅ヶ崎地区社会福祉協議会 / 障害者研修保養センター 横浜あゆみ荘 / 匿名 10件

「食のお渡し会」利用者の方へお聞きしました (一部抜粋)

子どもに関する不安なこと、心配なことは何ですか?

食費、食事面(5件) / 学習面(5件) / 発達のこと(4件) / 教育費(4件)
進路、将来のこと(3件) / 不登校(2件)

どのような子どもに関する支援があれば利用したいですか?

- 子どもが安全にのびのびと遊ぶことができたり、学びを深めたり、地域の方と触れ合えるような多世代・多様性交流の場
- 子ども食堂
- 無料で受けることができる勉強の支援
- 子どもの古着お譲り会



地域の方からいただいたお野菜



都筑野菜 朝市



横浜市脱炭素応援
キャラクター バクバク

「都筑野菜」は、“新鮮でおいしい野菜”であると同時に、
身近で消費することで輸送に伴うCO₂が抑えられる“環境にやさしい野菜”!
朝市を利用して地産地消を進めよう!

日時

毎月 第2・4火曜日 / 第4土曜日 9:30~12:00

※売り切れ次第終了

※天候の影響等により、農作物の品薄や予告なしに中止する場合があります。

月	第2火曜日	第4火曜日	第4土曜日
4	4月8日(火)	4月22日(火)	4月26日(土)
5	5月13日(火)	5月27日(火)	5月24日(土)
6	6月10日(火)	6月24日(火)	6月28日(土)
7	7月8日(火)	7月22日(火)	7月26日(土)
8	8月12日(火)	8月26日(火)	8月23日(土)
9	9月9日(火)	お休み	9月27日(土)

会場

都筑区総合庁舎 (市営地下鉄センター南駅下車 徒歩6分)
【火曜開催】 駐車場横通路 【土曜開催】 中庭(消防署前)

その他

お買い物の際は、マイバッグをお持ちください。

問合せ: 都筑区区政推進課企画調整係 TEL 948-2226 FAX 948-2399



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

公式マスコットキャラクター トゥンクトゥンク



＜出店農家一覧＞

開催日	出店農家	販売品
4月8日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
4月22日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
4月26日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
5月13日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
5月24日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
5月27日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
6月10日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
6月24日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
6月28日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
7月8日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
7月22日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
7月26日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
8月12日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
8月23日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜
8月26日(火)	都筑ふれあい朝市	季節の野菜
9月9日(火)	都筑ふれあい朝市 織茂養鶏場	季節の野菜、卵
9月23日(火)	お休み	
9月27日(土)	アーツファクトリー	季節の野菜

※天候影響等により、予告なしに農作物の品薄や中止する場合、出店農家が変更になる場合があります。

自治会町内会長 各位

政策局大都市制度推進本部室長
都 筑 区 長

特別市制度都筑区地域説明会について（開催報告）

桜花の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本説明会につきましては、各連合町内会及び自治会町内会より参加者をご選出いただき、ありがとうございました。日中のお忙しい中でしたが、各連合町内会及び自治会町内会からは 70 人を超える多くの皆様からのご参加をいただき、重ねて御礼申し上げます。

開催結果及び当日アンケートの結果等につきまして、次のとおりご報告します。

1 開催概要

(1) 日時

令和 7 年 2 月 13 日（木）15：00～16：30

(2) 会場

都筑区役所 6 階大会議室

(3) 参加者数

120 人（連合町内会自治会、自治会町内会、委嘱委員等の皆様）

(4) 地域代表者との意見交換（ご質問及び回答）

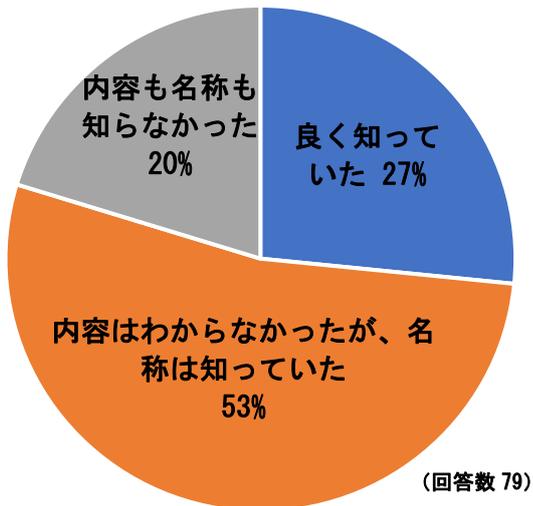
地域代表者からの質問	回答
特別市になると二重行政が解消され、効率的な行政サービスが可能になるとのことですが、例えばインフラ設備のような生活に身近な具体例はありますか。	市内での事例ですが、片側一車線で、バスも通り、子どもの通学路でもありながら、歩道がなく危険なため、近隣の皆様から改善のご要望を多くいただいていた生活道路がありました。横浜市が道路の拡張工事を実施しようとしたのですが、この道路が県の管理する河川に架かっていたため、工事実施までの県との調整に何年も要しました。 このような事例も、特別市が実現すると、市民の安全を第一に考え、市の判断で速やかに効率よく対応ができるようになると考えています。

<p>特別市になって区役所の仕事が増えることで、区役所と区民との距離が離れることはないでしょうか。</p>	<p>特別市になることで、地域に寄り添った行政が停滞してしまつては本末転倒ですので、区役所の予算を増やして、区役所の判断で対応できることを増やすなど、区役所のパワーアップが必須であると考えています。</p> <p>これまで市と県の間で行っていた調整業務を行う必要がなくなり、市の業務が効率化され、より地域に根差したサービスが可能になると考えています。</p>
<p>横浜市が特別市になることで、横浜市民が神奈川県民ではなくなるため、県の財政が厳しくなり、立ち行かなくなったりしないのでしょうか。</p>	<p>横浜市民の皆様がお支払いしている県民税が無くなるので、県に入るお金は減りますが、併せて、県が横浜市に向けて行っていた業務が市に移管されるため、県が担うサービスも減ります。県が新たに担う行政サービスの量に見合った財政規模となるよう新しい税財政のしくみが作られることから、県や他の市町村の財政に影響が及ぶことはないと考えています。</p>
<p>横浜市内にある県の施設はどうなるのでしょうか。</p>	<p>特別市移行に当たっては、利用者の皆様に影響がないよう、市内の県立施設の取扱いについて県と協議を行います。人口減少や少子高齢化などの社会経済状況にも適切に対応し、効率的・効果的に行政運営を行う観点も踏まえ、「特別市に移管する」「県と特別市の共同運営とする」「県が運営を継続し、特別市が必要な費用を負担する」など、幅広く総合的な検討を行っていくべきものと考えています。</p>

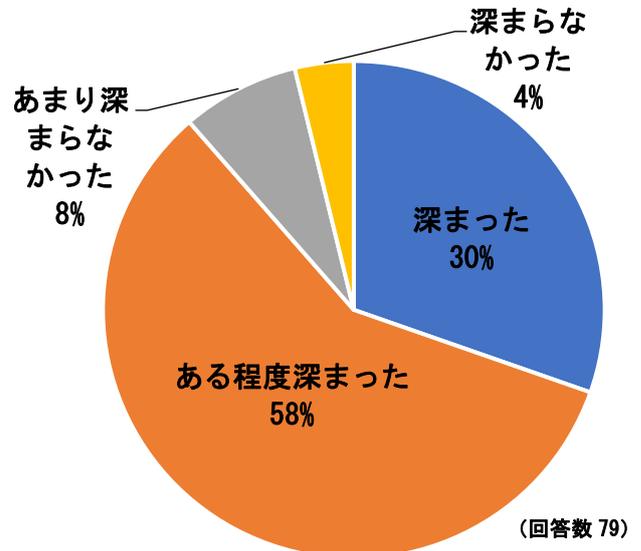
2 当日のアンケートについて

(1) アンケート結果

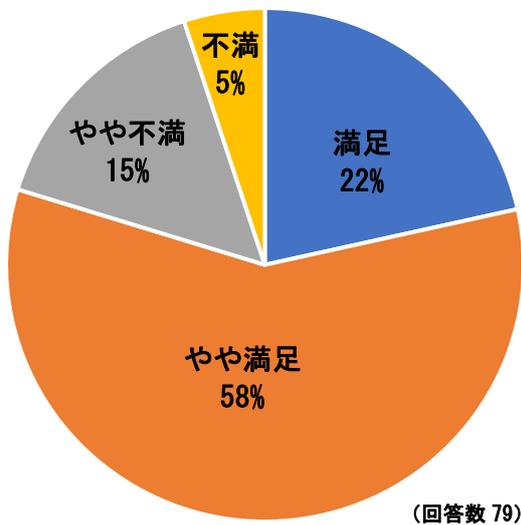
【質問 1】説明会に参加する前に「特別市」を知っていましたか。



【質問 2】説明会に参加して「特別市」について、理解が深まったと思いますか。



【質問 3】説明会について、満足度をお聞かせください。



(2) 主な質問についての考え方
※別紙のとおり

<お問い合わせ先>

【説明会に関すること】

都筑区区政推進課 梁瀬、小針

電話：948-2227 FAX：948-2399

E-mail：tz-plan@city.yokohama.jp

【特別市制度に関すること】

政策経営局制度企画課 渡邊、吉江

電話：671-2952 FAX：663-6561

E-mail：ss-seidokikaku@city.yokohama.jp

特別市制度都筑区地域説明会でいただいた「特別市」の主な質問についての考え方

横浜市が早期法制化を目指す「特別市」の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。皆様からお寄せいただいた「特別市」に関する質問についての考え方は以下のとおりです。

質問	横浜市の考え方
税金はどうなるのか。県民税の分だけ減税されるのか。	特別市になっても、基本的に市民の皆様が納めている地方税の総額は変わりません。現在、県に納めていただいている税金は、特別市に納めていただき、県に代わって市が行政サービスを行っていきます。
特別市に移行することで、職員人件費や公共施設の維持費などで経費がかかるのではないのか。	特別市になると、事務量の増加に伴い職員数が増加しても、併せて財源も移譲されることとなります。 県機関・県有施設等の移設に伴う費用負担については、特別市が法制化され、移行に向けた取組の中で県市間で詳細に検討・協議すべき事項であると考えています。
特別市制度のデメリットはないのか。	特別市の移行に当たっては、役所間での調整は必要になりますが、市民の皆様の生活に影響するデメリットは、基本的にはないと考えています。 神奈川県は特別市制度の課題や懸念を示していますが、今後制度設計をしていく中で解消できるものであり、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であると考えています。
法制化をどのように進めるのか。	法制化を実現するには、国や国会での手続が必要となります。議会や他の政令指定都市と連携して、国や政党に対する働きかけを強化することで議論の活発化を促していきます。 また、市民の皆様にも、「特別市」の法制化の必要性を引き続き丁寧に説明していきます。
神奈川県は特別市についてどういう見解か。	令和4年3月に「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」が公表されました。特別市が実現した場合、県内全域における行政サービスが大幅に低下するなど、県民生活に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、住民目線から見て特別市を法制化することは妥当でないとしています。 横浜市は、県が示している課題・懸念はいずれも解決可能と考えていますが、県の理解をいただけるよう、丁寧に協議していくことが必要であると考えています。

県内の市町村に影響はないのか。	横浜市が特別市に移行することで、県は特別市以外の市町村の支援に注力できることになるので、県内の市町村にとってもプラスの影響がある仕組みであると考えています。
県庁はどうなるのか。	大都市制度改革の議論がされた国の第30次地方制度調査会の議論の中では、「特別市が設置された後の都道府県の名称や都道府県庁の所在地については、基本的に現状を引き継ぎ、変更については、必要に応じて検討することが妥当」という見解が示されています。
県警についてはどうなるのか。	特別市域内の警察関連の予算については特別市が負担することになると考えていますが、特別市における警察事務のあり方については、道府県警察が警察庁の指揮監督も受けることに鑑み、国とも意見交換をし、検討を深めていくことが必要であると考えています。
特別市を新しい制度として作るのか。横浜市だけが取り組んでいるのか。	現在の政令指定都市制度には様々な課題があることから、市と県の二重行政を完全に解消し、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様に提供し続けていくために、横浜市や指定都市市長会では新たな大都市制度である特別市の法制化の実現に向けて取り組んでいます。
複数の県にまたがっていた調整案件の対応は、特別市になるとどうなるのか。	特別市になると、県が横浜市域内で行っている事務は、原則として全て横浜市が行うこととなります。特別市である横浜市と複数の県にまたがる調整案件がある場合は、横浜市が県と調整していくこととなります。

【参考】横浜特別市大綱

横浜市が目指す特別市の制度骨子等については、横浜市会との議論を経て策定した「横浜特別市大綱」にまとめています。詳細については、横浜市のウェブページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/daitoshi.html#91F70>



「明推協」ってなに？



横浜市 選挙マスコット
イコット Jr.

正式名称を「明るい選挙推進協議会」といいます。

不正のないきれいな選挙と投票総参加をめざして活動している民間団体で、全国の都道府県・市区町村に設置されています。

都筑区明推協の特徴として、15の地区協議会による独自の啓発事業があります。地域で行われる夏祭りや運動会などのイベントに参加して啓発を行うなど、**地域密着での啓発**をしています。

そのほか、都筑区選挙管理委員会が主催する区内小学校への出前授業に協力したり、選挙時には区民の皆さんに街頭で直接投票を呼び掛けたりするなど、多くの活動をしています。

都筑区明るい選挙推進協議会事務局からのご挨拶

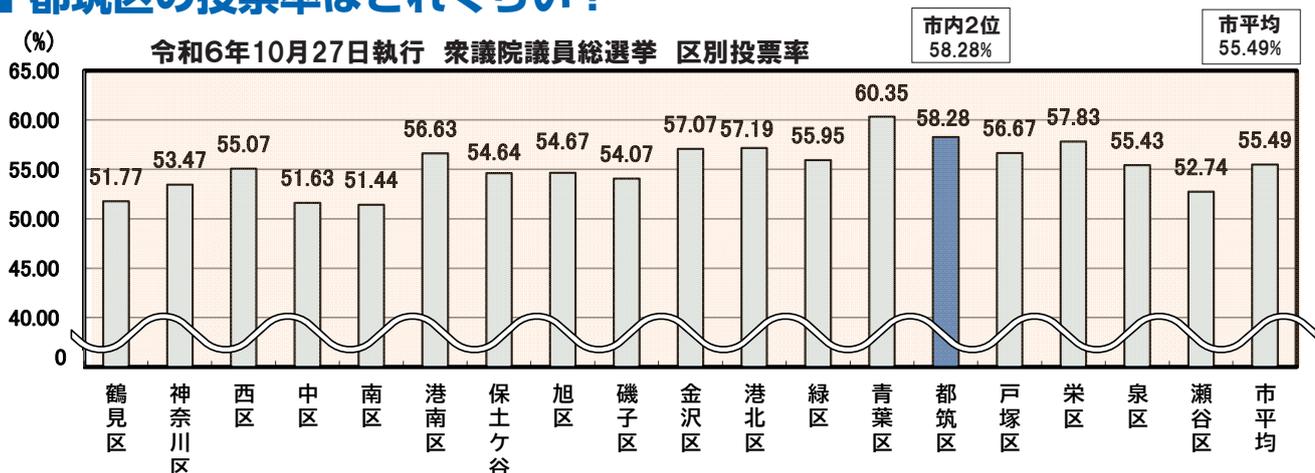
日頃より都筑区での選挙啓発活動に多大なるご協力をいただき、ありがとうございます。

私たちは、都筑区明るい選挙推進協議会の委員・推進員の皆さまとともに、一人でも多くの有権者の方に「投票へ行こう」と思ってもらえることを目標に、地域に密着した選挙啓発活動を行っています。区内の小中学生へ向けた出前授業、区民まつりの来場者に向けた選挙クイズ、選挙前には街頭に立って通行人へ投票を呼びかけるなど、様々な年代に向けた活動を行っています。

中でも特に、未来をになう子どもたちへの働きかけを大切にしたいと考えています。小さい頃から選挙を身近なものに感じてもらい、将来投票できる年齢になったら投票に行くのが当たり前、という意識が子どもたちに根付いていくことを願っています。

より良い未来をつくるためには、有権者である私たち一人ひとりが暮らしや政治について考え、そして投票に行くことが大切です。今後も都筑区からその輪を広げる活動を続けていけるよう活動してまいりますので、引き続き、ご理解とご協力の程どうぞよろしくお願いいたします。

都筑区の投票率はどれくらい？



都筑区明推協の活動(令和6年度)

〈 衆院選 期日前投票所での立会人業務 〉

選挙の際は、毎回、期日前投票所での立会人業務に協力しています。

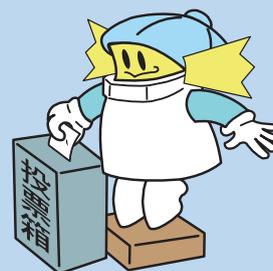
令和6年の衆議院選挙では、11日間、のべ38人の推進委員・推進員が立会人として従事し、都筑区の選挙において重要な役割を担っています。

〈 せんきょフォーラム 〉

都筑区内の小学6年生を対象として、選挙に関する出前授業と模擬投票を実施しています。特に、「給食のメニュー」など、学校生活に関する身近なテーマを用いた模擬投票は児童にも大変好評で、児童からも「楽しみながら選挙について学べた」「将来投票したいと思った」といった感想をいただきました。

推進委員・推進員も、模擬選挙の投票管理者・立会人として従事し、選挙を見守りました。

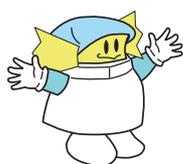
〈令和6年度実施校〉 川和東小学校、茅ヶ崎台小学校、荏田南小学校、茅ヶ崎東小学校



〈 都筑区民まつり 〉

令和6年11月3日(土)、センター南駅周辺で行われた都筑区民まつりにて、ブースを出展しました。

今回は、桐蔭横浜大学の学生さんにもご協力いただき、推進委員・推進員と共に選挙啓発を行いました。イコットJr.との撮影会や、選挙に関するパネルを見ながらクイズに回答するという内容で、当日は約1000人の方にお越しいただき、大盛況となりました！



令和7年は「参議院議員通常選挙」と「横浜市長選挙」が執行されるよ！
みんなも投票へイコット！

令和7年度 横浜市交通安全運動実施計画(案)

1 趣旨

令和6年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数 7,263 件(前年比-440 件)、負傷者数 8,321 人(前年比-588人)で、ともに減少しましたが、交通事故死者数は40人(前年比±0)と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が 22 人、二輪車乗車中が 12 人と高い割合を占めているほか、年齢別では 65 歳以上の高齢者が関係するものが 18 人と4割以上を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和7年は引き続き、令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数 36 人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん まもるくん

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 (※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名称	実施期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日~15日	別に実施要綱を定めます。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日	
夏の交通事故防止運動	7月11日~20日	
秋の全国交通安全運動	9月21日~30日	
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月11日~20日	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり)	5月1日～31日	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日～30日	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日～31日	

(3) 年間を通じて実施する取組(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 飲酒運転根絶に向けた啓発の推進
- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(X等)、動画等を活用した啓発

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名称	開催時期	内容等
交通安全功労者表彰式	令和7年 10月下旬(予定)	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総会	令和8年 2月(予定)	【協議事項】 ・令和7年度交通安全運動実施結果について ・令和8年度交通安全運動実施計画(案)について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト(交通安全 横浜市で検索)からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画(YouTube)も公開していますので是非ご覧ください。



(サイクル
ルールブック)



(啓発ポスター・チラシ)

◆交通安全動画



(小学生向け交通安全動画)



(ルールとまもるからのちょうせんじょう)

※3月下旬頃に公開予定

◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045(671)2323

対象 横浜市内の団体(保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等)

視聴覚教材(DVD)



パペット



(ルール) (まもる)

自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市 (順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局道路政策推進課 電話045(671)2323

令和7年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

- 1 令和7年4月6日（日）～4月15日（火）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木）



スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう



横浜市交通安全キャラクター
ルール

重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和6年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	子ども			高 齢 者	歩 行 者	自 転 車 (R6)	自 転 車 (R5)	二 輪 車	
	幼児・園児	小学生	中学生						
鶴見区	29	6	18	5	170	110	157	215	157
神奈川区	22	5	13	4	122	86	66	73	126
西区	15	4	8	3	70	73	38	43	84
中区	20	4	10	6	164	131	106	99	142
南区	34	7	18	9	145	87	97	84	145
港南区	21	4	9	8	151	83	74	105	132
保土ヶ谷区	14	1	8	5	140	91	57	52	138
旭区	34	5	15	14	172	141	90	84	183
磯子区	12	2	8	2	92	44	42	57	79
金沢区	27	8	16	3	167	81	95	167	133
港北区	57	19	27	11	152	144	156	173	173
緑区	40	10	20	10	155	99	115	117	121
青葉区	42	8	21	13	201	116	103	120	154
都筑区	37	13	15	9	110	89	85	117	120
戸塚区	29	2	23	4	166	114	89	70	172
栄区	5	0	4	1	53	31	22	28	45
泉区	23	3	12	8	128	64	75	68	118
瀬谷区	21	2	7	12	95	43	63	86	78
横浜市 内	482	103	252	127	2,453	1,627	1,530	1,758	2,300
県 内	1,416	297	750	369	7,118	3,972	5,002	5,436	5,836



横浜市交通安全対策協議会



各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

交通事故死ゼロを目指す日

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や電動キックボード等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

自治会町内会長 各位

都筑区地域振興課長

「自治会町内会・商店街等イベント情報」の掲載について（依頼）

日頃から、都筑区政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

都筑区 WEB ページに自治会町内会で開催される行事を掲載させていただきます。

掲載をご希望される場合は、自治会町内会のイベント情報について、横浜市電子申請フォームへの入力にてご申請くださいますようお願いいたします。

1 掲載媒体

都筑区 WEB ページ

右記の二次元コード、又は、インターネットで「都筑区 イベント
カレンダー」と検索してください。



2 掲載可能なイベント

自治会町内会で実施されるイベントのうち、下記(1)～(3)に当てはまるもの。

また、原則、申請のあったイベントとし、タイムリーな更新が可能で、かつ簡易に申請できるように電子申請での受付とします。

- (1) 区民の方どなたでも（他の地区の方も）参加又は観覧できること
（幅広く集客したいイベント等）
- (2) 原則、参加無料なこと
- (3) 以下の掲載項目が明確なもの
イベント名・開催日時・場所・主催団体・問合せ先（担当者）・イベント内容

3 申請フォーム

横浜市電子申請システムよりお申し込みください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a46f0ac4-1891-4678-afc6-862c983d7c76/start>



担当：都筑区役所地域振興課

村尾、藤井、佐野

電話：045-948-2231 FAX：045-948-2239

E-Mail:tz-chishin@city.yokohama.lg.jp

都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」とは

住み慣れた都筑区で、誰もが安心して暮らせるよう、地域の皆さまと区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザと一緒に、課題解決に向けて取り組んでいくための計画です。
都筑区地域福祉保健計画には、「区計画」と15地区ごとの「地区別計画」があります。

骨子策定までの過程・策定スケジュール

令和6年12月に、自治会町内会や地区社会福祉協議会をはじめ、福祉、保健、医療等様々な組織・団体の代表者や学識経験者が集まる都筑区地域福祉保健計画推進委員会が開催され、骨子案について意見交換を行いました。引き続き、策定に向けて話し合いを進めます。

横浜市地域福祉保健課キャラクター「ちぶくちゃん」

たくさんのご意見をいただきました



推進委員会の様子(令和6年12月)



第5期計画についてはこちらから→

区計画

令和6年～10月 関係団体ヒアリング

12月～ 推進委員会→骨子策定

令和7年6～10月 推進委員会→素案策定

10月 住民意見募集

11月 推進委員会

12月 第5期区計画・地区別計画策定

地区別計画

各地区での検討

地区別計画の策定

皆さまがお住まいの地区では、第5期地区別計画の策定に向けた準備が着々と進んでいます。

地区懇談会など様々な機会、住民同士が話し合いを重ねています。

どんな地域にしていきたい?



こんな地域なら住みたい!



第4期地区別計画



【問い合わせ】

横浜市都筑区福祉保健課

☎ 045-948-2344 ☎ 045-948-2354 ✉ tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp

都筑区社会福祉協議会

☎ 045-943-4058 ☎ 045-943-1863 ✉ info@tuzuki-shakyo.jp



今号の内容

第30号



第5期 都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい」骨子について

第5期計画(令和8～12年度)の基本的な考え方となる「骨子」を作成しました。

都筑区の特徴

世帯



子育て世代が多い

人の動き



転入者が多い

健康



平均寿命、介護を必要とせずに生活できる期間が長い

環境



自然豊かな緑道や公園がある

経済活動



農業、工業、商業が盛ん

第5期計画に引き継ぐ 都筑区の課題と背景

～第4期計画の振り返りや関係団体ヒアリングなどから～

- 今後、人口が減少するとともに、**高齢化が急速に進む**ことが予想されています。また、要介護認定者数や障害者手帳の交付者数も年々増加傾向にあります。
- 身近な地域での人と人のつながりが薄くなっています。また、地域で活動する人の固定化や減少により負担が増え、**運営の継続が難しくなっている**活動があります。多くの人が身近な地域について興味や関心を持ち、地域活動へ気軽に参加できる環境が必要です。
- 相談できることに気が付かないなど、自分や家族だけでは生活の困りごとの解決が難しい場合があります。また、困りごとを伝えることに抵抗があり、適切な相談につながらず、課題が深刻化・複雑化した後に発覚することがあります。**日々の見守りやささえあい活動を通じて、誰かが変化に気付き、早期に適切な支援につながる**ことが必要です。
- 身近な地域でつながることで、安心や生きがいや育まれ、**心身の健康に効果がある**と言われています。
- 差別や偏見により、本人が生きづらさを感じている場合があります。**誰もが尊重され、自分らしく生活できる環境**が必要です。

基本理念

誰もが安心を実感しながら 健やかに住み続けられるまち つづき♡(あい)を目指して

であい

目指す姿①

であいがひろがり、
つながる機会がたくさんある

- ① 多くの人気が気軽に参加できるきっかけづくりを進めます。
- ② 地域で活動する団体や住民同士の交流の場をつくります。
- ③ 地域の身近なささえあい活動を進めている団体を支援します。
- ④ 多くの人や団体と地域がつながりをもてるよう、コーディネートに力を入れます。
- ⑤ 地域活動を応援する法人・商店・企業等との連携を進めます。
- ⑥ 多くの人に情報が伝わるよう、工夫して発信します。

ささえあい

目指す姿②

ささえあい、
健やかに生活できる

- ① 日頃からのささえあいの大切さを広め、共に考えます。
- ② 身近な地域における居場所づくりを推進します。
- ③ 各種相談窓口で相談を受けるにあたり、各団体が相互に役割や機能を十分に把握し、適切な相談先を案内します。
- ④ 地域ケアプラザ等、身近な地域での相談先を引き続き周知します。
- ⑤ 身近な地域での健康づくり・介護予防に取り組みます。
- ⑥ 保健・医療・福祉等の分野間による連携を促進します。
- ⑦ 住民の気づきを大切にして、様々な困りごとを地域とともに解決していきます。
- ⑧ ネットワークを構築し、課題解決に取り組みます。

わかちあい

目指す姿③

多様性が尊重され、
その人らしく生活できる

- ① 様々な人が立場や背景を超えて交流する場をつくります。
- ② 「人はみんな違って当たり前」を理解するための講座や研修を開催します。
- ③ 自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援します。
- ④ 誰もがやりたいことを実現でき、自分らしく活躍できる環境を整えます。



第4期計画まで築き上げてきた成果を土台に、
地域福祉保健の取組を一層推進していきます。